

平成30年第4回岩泉町議会定例会
条例補正予算審査特別委員会会議録目次

第 1 号 (12月7日)

出席委員	1
欠席委員	1
委員会に出席した事務職員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	2
委員会日程	3
開会の宣告	5
委員長の互選	5
委員長の挨拶	5
副委員長の互選	5
農林水産課長及び上下水道課長の発言	6
議案第 1号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	7
議案第 2号 岩泉町営住宅条例の一部を改正する条例について	11
議案第 3号 岩泉町小本川災害危険区域に関する条例について	14
議案第 4号 岩泉町立学校設置条例の一部を改正する条例について	20
議案第 5号 岩泉町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について	25
議案第 6号 平成30年度岩泉町一般会計補正予算(第3号)	29
政策推進課長の発言	43
議案第 7号 平成30年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	75
議案第 8号 平成30年度岩泉町介護保険特別会計補正予算(第3号)	76
議案第 9号 平成30年度岩泉町簡易水道特別会計補正予算(第3号)	79
議案第10号 平成30年度岩泉町観光事業特別会計補正予算(第2号)	81
閉会の宣告	89
署名	91

平成30年第4回岩泉町議会定例会条例補正予算審査特別委員会記録（第1号）						
招 集 年 月 日	平成30年11月22日					
招 集 の 場 所	岩泉町役場大会議室					
開会、開議、散会 延会、閉会の日時	開 会	平成30年12月 7日 午前10時00分				
	閉 会	平成30年12月 7日 午後 3時52分				
出席及び欠席委員 出席13人 欠席 0人 (凡例) ○ 出席 × 欠席	委員 番号	氏 名	出欠 の別	委員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	畠山昌典	○	9	菊地弘巳	○
	2	畠山和英	○	10	合砂丈司	○
	3	小松ひとみ	○	11	畠山直人	○
	4	八重樫龍介	○	12	三田地泰正	○
	5	三田地久志	○	13	野舘泰喜	○
	6	林崎竟次郎	○			
	7	坂本昇	○			
	8	三田地和彦	○			

正副委員長氏名	委員長	三田地久志	副委員長	菊地弘巳
委員会に出席した事務職員	事務局長	菊地辰美	議事係長	大森淳一
	主査	佐々木美穂子		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	町長	中居健一		
	副町長	山崎重信	副町長	末村祐子
	教育長	三上潤	危機管理監兼 危機管理課長	佐々木重光
	総務課長	應家義政	政策推進課長	三浦英二
	会計管理者兼 税務出納課長	盛田正次	町民課長	三上久人
	保健福祉課長	田鎖英明	経済観光交流課長	中川英之
	農林水産課長	佐々木修二	地域整備課長 兼復興課長	佐々木真
	上下水道課長	三田地健	消防防災課長	福士勝
	教育次長	馬場修		
その他の関係職員				
委員会日程	別紙委員会日程のとおり			
委員会に付した事件	別紙のとおり			
議事の経過	別紙のとおり			

平成30年第4回岩泉町議会定例会 条例補正予算審査特別委員会

委員会日程(第1号)

平成30年12月 7日(金曜日)午前10時00分開会

1. 開 会

2. 委員長の互選

3. 委員長の挨拶

4. 副委員長の互選

5. 付議事件

(1) 議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

(2) 議案第2号 岩泉町営住宅条例の一部を改正する条例について

(3) 議案第3号 岩泉町小本川災害危険区域に関する条例について

(4) 議案第4号 岩泉町立学校設置条例の一部を改正する条例について

(5) 議案第5号 岩泉町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について

(6) 議案第6号 平成30年度岩泉町一般会計補正予算(第3号)

(7) 議案第7号 平成30年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

(8) 議案第8号 平成30年度岩泉町介護保険特別会計補正予算(第3号)

(9) 議案第9号 平成30年度岩泉町簡易水道特別会計補正予算(第3号)

(10) 議案第10号 平成30年度岩泉町観光事業特別会計補正予算(第2号)

6. 閉 会

◎開会の宣告

○年長委員（三田地和彦君） ただいまから条例補正予算審査特別委員会を開会します。

ただいまの出席委員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

(午前10時00分)

◎委員長の互選

○年長委員（三田地和彦君） これより委員長の互選を行います。

お諮りします。委員長の互選については本職より指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○年長委員（三田地和彦君） 異議なしと認めます。

したがって、本職より指名することに決定いたしました。

本委員会の委員長には、5番、三田地久志委員を指名します。

三田地久志委員長と委員長を交代します。

ご協力ありがとうございました。

〔委員長の交代〕

◎委員長の挨拶

○委員長（三田地久志君） 皆様おはようございます。ただいまご指名をいただきました三田地久志でございます。本条例補正予算は、条例5件、補正予算5件の議案でございます。どうぞよろしく願い申し上げます。

また、皆様には慎重審議、なおかつ活発な質疑をしていただきますようお願いを申し上げて、進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは、座らせていただきます。

◎副委員長の互選

○委員長（三田地久志君） これより副委員長の互選を行います。

お諮りします。副委員長の互選については、本職より指名したいと思います。これにご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 異議なしと認めます。

したがって、本職より指名することに決定いたしました。

副委員長には、9番、菊地弘巳委員を指名します。

◎農林水産課長及び上下水道課長の発言

○委員長（三田地久志君） ここで、発言の申し出がありますので、これを許可します。

佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） おはようございます。農林水産課でございます。10月1日より復興支援員として、当課に応援をいただいております松浦久仁美さんをご紹介します。

○農林水産課（復興支援専門員）（松浦久仁美君） おはようございます。松浦久仁美と申します。よろしくお願いたします。もともとは民間企業で、東京で長らく不動産関係の仕事をしていました。そんな縁がありまして、今回農林水産課のほうで新しくできる森林管理制度の仕事をさせていただきます。とはいっても、林業関係は全く初めての仕事なので、この2カ月いろいろと勉強させていただいている状態です。

私自身は、生まれ育ちは群馬県の鬼石町というところで、まさに岩泉とよく似ていまして、もともと製材業が盛んな町でした。ご多分に漏れず、町村合併で、今は藤岡市となっていますけれども、人口も大分減りまして、町は寂しい状態になっております。

岩泉に来る前は、岩手県の任期付で釜石で用地買収を4年ほどやりました。その後福島のおわき建設事務所で県の任期付ということでしばらく仕事をしまして、ちょうど6年目、丸5年と9カ月になりました。あと2年半ほどこちらでお世話になりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○農林水産課長（佐々木修二君） 主な業務は、先ほど申し上げたとおりですけれども、森林経営計画のほうを作成する上で、地域の皆様と座談会形式で行く場合がありますので、その際はよろしくお願したいと思います。ありがとうございました。

○委員長（三田地久志君） では、末村副町長、どうぞ。

○副町長（末村祐子君） 復興庁のお立場で、今回町のほうにおいていただくということになりま

したので、つけ加えさせていただきます。

○委員長（三田地久志君） ありがとうございます。

それでは、続いて、三田地上下水道課長。

○上下水道課長（三田地 健君） おはようございます。上下水道課です。10月から水道施設の災害復旧事業の応援ということで、盛岡市から派遣していただいております三上風さんを紹介させていただきます。カゼという字は、漢字一文字で、英語で言うとウインドという、そういう名前です。三上さんには来年3月までの半年間を応援していただくことになっております。それでは、本人から挨拶させていただきます。

○上下水道課（三上 風君） ただいま紹介にあずかりました盛岡市上下水道局から参りました三上風と申します。私の生まれ育ちは盛岡になりますが、私の祖父が浅内の出身になります。祖父は国鉄に勤めておられて、押角トンネル等の工事に携わっており、そういった縁もありまして、私もことしに岩泉に来たのかなと感じております。

私が受け持つ工事は、門簡水と、あと二升石簡水の工事を受け持っております。門簡水につきましては、人材不足ということもありまして、思うような進捗が上げられない状況でございました。二升石簡水につきましては、今週仮設管の完全撤去が見込まれております。応援職員として来ていて恥ずかしいことではありますが、日々勉強させていただいており、とても感謝の気持ちでいっぱいです。残り4カ月になりますが、何とぞよろしく願いいたします。

○上下水道課長（三田地 健君） 以上です。どうもありがとうございました。

◎議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

○委員長（三田地久志君） それでは、これより審査に入ります。

議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長。

○総務課長（應家義政君） おはようございます。本日もよろしく願いをいたします。それでは、議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきましてご説明を申

上げます。

この条例の改正につきましては、岩手県人事委員会の勧告及び岩手県の条例改正に伴い、4つの条例、一般職の職員の給与に関する条例、それから岩泉町一般職の任期付職員の採用等に関する条例、特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例、そして教育長の給与、旅費、勤務時間等に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、参考資料の新旧対照表1ページをごらんいただきたいと思います。一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございますが、まず第8条の2の初任給調整手当でございますけれども、これは岩泉町の職員で該当になりますのは歯科医師になりますが、歯科医師の初任給調整手当の改正となるものでございます。

次に、第14条の第1項でございます。職員が休日に行っている日直業務に係る宿日直手当につきまして、勤務1回につき「4,200円」を「4,400円」に改正するものでございます。

次に、第21条の第2項の勤勉手当でございます。資料は2ページをごらん願います。今年度12月に支給する場合の勤勉手当につきまして、「100分の87.5」を「100分の97.5」に改正するものでございます。

また、2号で再任用職員の12月に支給する場合の勤勉手当につきまして、「100分の42.5」を「100分の47.5」に改正をするものでございます。

同条第5項は、読みかえ規定の整理でございます。

続きまして、別表第1（第4条関係）及び8ページになりますけれども、別表第2（第4条関係）はそれぞれの職における給料表の改定となっております。一般職の職員の給料月額につきましては、初任給が1,500円の引き上げ、それから中堅から課長級になりますと引き上げ額は小幅となりまして、400円から500円の引き上げとなる給料表となっております。

次に、同じく新旧対照表の25ページをお願いいたします。一般職の職員の給与に関する条例第2条関係でございます。こちらは、平成31年4月1日からの期末手当及び勤勉手当の支給率の改定となります。31年度、来年度となります。

第20条第2項の期末手当でございますが、6月に支給する場合においては「100分の122.5」、12月に支給する場合においては「100分の137.5」を「100分の130」とし、期末手当基本額に乘ずる率について6月と12月が同一になるように改正をするものでございます。

同条第3項は、再任用職員の期末手当でございます。第2項と同じく、期末手当基本額に乘じ

る率について、6月と12月が同一になるように改正をするものでございます。

次に、第21条第2項でございます。資料は25ページの下段から26ページとなります。現行では6月に支給する場合と12月に支給する場合で異なる率を乗じておりましたが、6月と12月が同一の率になるよう改正するものでございます。第1号では、再任用以外の職員について、第2号では再任用職員について改正をしようとするものでございます。

以上が一般の職員の給与に関する条例の一部改正になります。なお、一般職の給与に係る改定率につきましては、平均0.17%の引き上げとなります。今回の改正によります影響額につきましては、約740万円ほどとなる予定でございます。

続きまして、岩泉町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第3条関係）でございまして、26ページになります。第6条では、給与月額を1号給から7号給までそれぞれ1,000円引き上げるものでございます。

次のページに入りますけれども、第7条は特定任期付職員に対する期末手当の改正になります。一般職の職員の給与に関する条例の改正に伴いまして文言を整理するとともに、期末手当の率について引き上げるものでございますけれども、これは特定任期付職員につきましては、弁護士や公認会計士等の高度の専門的な知識、経験等を有する者に該当するものでございまして、現在のところ本町では適用される職員はおりませんので、申し添えさせていただきます。

次に、新旧対照表27ページから29ページでございしますが、こちらは重複する内容がございしますので、あわせて説明をさせていただきます。まず、27ページの特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に係る条例（第5条関係）及び28ページ下段、教育長の給与、旅費、勤務時間に関する条例（第7条関係）でございまして、改定の内容につきましては、特別職である町長、副町長、議長、副議長、議員、教育長の12月に支給する場合の期末手当の率について、「100分の157.5」を「100分の172.5」に改定し、年間で「100分の15」引き上げるものでございます。

次に、資料28ページ上段、特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（第6条関係）及び29ページの教育長の給与、旅費、勤務時間に関する条例（第8条関係）でございまして、改定の内容につきましては、平成31年4月1日以降の6月に支給する場合、12月に支給する場合の期末手当の率について、それぞれ「100分の167.5」に改定し、年間で「100分の20」引き上げるものでございます。

特別職の期末手当に係る改定率につきましては、平成30年につきましては平均約5%、平成

31年度分につきましては平均約6.3%の引き上げとなります。今回の改定による影響額につきましては、平成30年度につきましては約90万円、平成31年度につきましては120万円程度となります。

最後に、施行期日でございます。別紙の21ページにお戻りをお願いいたします。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものとしてございますが、第1条関係の給与表、初任給調整手当、宿日直手当、勤勉手当、それから第3条の特定任期付職員の給与については平成30年4月1日から、第5条の特別職の期末手当、第7条の教育長の期末手当については平成30年12月1日から、第2条の一般職の期末手当及び勤勉手当、第4条の特定任期付職員の期末手当、第6条の特別職の期末手当、第8条の教育長の期末手当につきましては、平成31年4月1日からとなります。

以上で一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審査のほどお願いをいたします。

○委員長（三田地久志君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、会議録調製の関係から、課長等以外が答弁する場合には総括室長あるいは室長等から答弁させる旨申し出て、委員長の許可を得てから発言するようご協力願います。

次に、委員の皆様申し上げますが、説明者に対する質疑はなるべく簡潔明瞭をお願いします。会議録調製の都合から、発言の際は議席番号を言ってから発言をお願いします。

また、携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードに切りかえるようお願いいたします。

それでは、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第2号 岩泉町営住宅条例の一部を改正する条例について

○委員長（三田地久志君） 議案第2号 岩泉町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

佐々木地域整備課長兼復興課長。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） それでは、議案第2号 岩泉町営住宅条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の一部改正は、平成28年台風第10号豪雨災害に係る災害公営住宅の建設に伴いまして、新たに整備する9団地の名称及び位置を定めるため、この条例を改正しようとするものでございます。

資料の新旧対照表でご説明いたします。1ページ目の上町第2団地の項の次に「上町第3団地、岩泉町岩泉字天間19番地11」、「上町第4団地、岩泉町岩泉字和川原15番地1」を加えます。

次に、2ページ目になります。三本松団地の項の次に「三本松東団地、岩泉町岩泉字三本松26番地1」を加え、森の越団地の項の次に「門町向団地、岩泉町門字町向32番地2」を加え、小川石畑第2団地の項の次に「小川石畑第3団地、岩泉町門字上平10番地5」、「袋綿団地、岩泉町袋綿字浦場64番地1」を加えます。小本団地の項の次に「小本東団地、岩泉町小本字南中野234番地1」、「小本西団地、岩泉町中島字長内61番地3」を加え、最後に「安家日向団地、岩泉町安家字松林137番地」を加えます。

次に、戻りまして、別紙をごらんください。附則1においては、条例の施行期日について、規則で定める日から施行する旨を定めております。

さらに、附則2では、この条例の施行の日前においても、入居者の募集その他入居に係る必要な手続の準備行為を行うことができる旨を定めております。これにつきましては、入居予定の被災者の方々に早いうちに準備を進めていただくことができるように考慮したものでございます。

以上で説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（三田地久志君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、野館泰喜委員、どうぞ。

○委員（野館泰喜君） 春からの入居に向かって進んでいるかと思いますが、減免措置に関して伺いたいと思いますが、大筋で決まっているのかどうか。

○委員長（三田地久志君） 佐々木地域整備課長。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 入居者の方々に係る家賃の関係は、減免ということで、東日本大震災で建設しました災害公営住宅の入居の方々と同様の減免措置を考えております。ただ、対象者を今回は住民税非課税世帯ということとしておりまして、今回11月に災害公営住宅の入居予定の方々には、全地区において説明会を開催して、ご理解をいただいているところです。

○委員長（三田地久志君） 4番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） 今回の災害公営住宅の設置に伴いまして、ある行政区ではかなりの戸数がふえることが考えられます。特にこの東三本松地区には災害公営住宅、それから移転地がふえますけれども、行政連絡員の負担がかなり多くかかってくると思いますが、これに関して行政連絡員の方は報酬があります。班長は報酬がありません。それで、このちょうど中間に位置する大きい規模の行政区に限ってですけれども、サポーター的な連絡員を設けるという考えはないのか。そして、その方へも若干の報酬を出して、連絡員の仕事量がすごくふえるわけですから、そういう検討をしてみる考えはあるかお伺いします。

○委員長（三田地久志君） 應家総務課長。

○総務課長（應家義政君） 行政連絡員につきましては、委員ご指摘のとおり、人口がふえれば当然負担がふえてくるというのはそのとおりでございます。一方で、町内には大小行政区ありまして、やはりそれはエリアなり、あとは人数なりで報酬を支払うシステムとなっておりますので、今回新たに団地がふえたということでやれば、全体を再度見直すような形になります。まず、行政連絡員には距離やら人数、世帯数等々で案分しました報酬支払いをしてございますので、その辺で対応してまいりたいと考えております。

○委員長（三田地久志君） 7番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 先ほど非課税世帯だけに減免措置があると、そういった場合に通常の家賃をいただく場合の所得よっての差があると思いますが、幾らから幾ら、特に最高限度額のほうが被災者の負担になりかねないので、その額がお示しできるのかどうか、いかがでしょうか。

- 地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 田鎖副主幹。
- 委員長（三田地久志君） 田鎖雅樹副主幹、どうぞ。
- 施設管理室副主幹兼復興室副主幹（田鎖雅樹君） あくまでも今日安ということでお伝えいたしますけれども、一般の方の最高ですと、1DKで2万円弱、2LDKで3万3,000円ほど、3LDKで4万円弱というぐらいになっております。
- 委員長（三田地久志君） 7番、坂本委員。
- 委員（坂本 昇君） すると最高額で4万円程度と、これは今後、社会情勢もあるでしょうけれども、大体その線で推移をするということでもいいですか。ニュースなんか見ていると、どんどん上がって行って10万円とか、十二、三万円というふうな家賃のことも聞かれるときがありますので、今回の町営住宅の中では、限度額は約4万円程度で抑えられていくということで認識しているのかどうかをお願いします。
- 委員長（三田地久志君） 答弁は。
- 地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 田鎖副主幹。
- 委員長（三田地久志君） 田鎖雅樹副主幹、どうぞ。
- 施設管理室副主幹兼復興室副主幹（田鎖雅樹君） まず、先ほどの10万円もいくのかというところですが、そこはいかないということです。あとは、収入がそこまでいく人であれば、もう入れないという条件になりますので、そこはご了承いただきたいと思います。
- なお、非課税の世帯ですが、一番安い方の参考の例を申し上げますと、1DKで4,000円、2LDKで6,800円、3LDKで8,000円程度と、これが最低のラインでございます。
- 委員長（三田地久志君） ほかに質疑はありませんでしょうか。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 委員長（三田地久志君） これで質疑を終わります。
- これから討論を行います。討論はありませんか。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 委員長（三田地久志君） 討論なしと認めます。
- それでは、これから議案第2号を採決します。
- お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
- 〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

◎議案第3号 岩泉町小本川災害危険区域に関する条例について

○委員長（三田地久志君） それでは、議案第3号 岩泉町小本川災害危険区域に関する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

佐々木地域整備課長兼復興課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 議案第3号 岩泉町小本川災害危険区域に関する条例につきましてご説明申し上げます。

まず最初に、条例制定の経緯でございますが、小本川の河川改修事業に伴う災害危険区域の指定に関しましては、去る9月に開催いたしました岩泉町議会全員協議会において、河川改修計画の概要並びに災害危険区域の指定の考え方をご説明させていただきました。現在県が進めております小本川の河川改修計画では、三田市、袈野、宮本、中里、中島、卒郡の6地区において、河川からの氾濫を許容する区域が発生する事業内容となっております。このことから、防災上建築基準法第39条に基づき、当該区域を災害危険区域として指定し、建築物の建築の制限をするため、この条例を制定しようとするものでございます。

なお、11月までに各地区におきまして、当該危険区域の説明を実施し、区域の町民の皆様へ周知をしております。

それでは、別紙岩泉町小本川災害危険区域に関する条例をごらんください。第1条、条例の趣旨の規定でございます。この条例は、建築基準法第39条の規定に基づき、小本川流域の災害危険区域の指定及び災害危険区域内における建築物の建築の制限に関し、必要な事項を定めるものであります。

第2条は、災害危険区域の指定等に関する規定でございます。第1項では、町長が指定する区域を規定しております。

第2項では、指定する際は当該区域を公示し、当該区域を記載した図書を一般の縦覧に供する旨を規定します。なお、今回の小本川の河川改修事業では、地区ごとに事業の進捗が異なりますので、事業の進捗に合わせ、順次6地区の災害危険区域を指定していくものでございます。最初

に指定する地区は、宅地のかさ上げ事業が予定されております三田市地区と襲野地区となります。両地区については、本条例の施行後、速やかに公示する予定となっております。

続いて、第3項と第4項では、指定の効力が公示により生じる旨を規定し、指定の変更または解除についても準用する旨を規定しております。

次に、第3条、建築物の建築の禁止及び制限に関する規定でございます。第1項ですが、災害危険区域内で建築を禁止する建築物として、大きく分けて2種類を規定しており、1つ目が住宅、併用住宅、共同宿舎、寄宿舍、下宿その他の居住室を有する建築物、2つ目が社会福祉施設、学校、医療施設、その他主として防災上の配慮を要する者が利用する施設となります。

ただし、例外といたしまして、次に掲げる建築物についてはこの限りではない旨を規定し、災害危険区域内であっても建築が可能な建て方などを次の第1号から第4号で規定しております。

まず、第1号ですが、地盤面の高さを災害危険設定水位以上として建築する建築物となります。災害危険設定水位とは、平成28年台風第10号と同等の洪水に対して、家屋の浸水を軽減することができる水位として町長が定める水位となり、建築が可能な建て方として、地盤をかさ上げる手法を規定しております。

第2号は、建築物の災害危険設定水位以下の部分を鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造とし、かつ災害危険設定水位以下の部分を居住室、病床及び教室の用途に供しない建築物となり、建築が可能な建て方として、建築物の1階部分を駐車場とするなどのピロティ構造による手法を規定しているものとなります。

第3号では、建築基準法第85条第2項の応急仮設建築物または仮設建築物を規定し、第4号ではその他前3号に準ずるもので、町長が災害防止上支障ないと認めた建築物を規定しております。

第3条第2項ですが、ここでは災害危険区域内に建築物を建築する際、建築工事に着手する前に町長の認定を受けなければならない旨を規定しております。なお、具体的な手続につきましては、施行規則において定めてまいります。

第4条は、適用除外の規定となり、災害危険区域に指定される以前からその区域にある住家などの建築物を増築または修繕する場合は、第3条による建築制限の規定は適用しない旨を規定しております。今回の河川改修事業では、基本的には災害危険区域に指定される以前から、その区域にある住家につきましては県からの物件補償費によるかさ上げ事業が予定されております。

第5条は、委任に関する規定となっております。

最後に、附則であります。条例の施行は公布の日からとするものでございます。

以上、よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

○委員長（三田地久志君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

7番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） それで、三田市、襲野からまず始まるということですが、これは公示をただけでは住民はちょっと理解ができないですね、公示だけですと。住民の説明というふうなの、周知というのは行うのかどうか、いかがですか。

○委員長（三田地久志君） 佐々木課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 住民への説明は、やはり新しい条例でございますので、周知、ご理解が必要だということで、11月に岩泉土木センターと我々と一緒になりまして、全地区のほうに出向いてご説明申し上げております。欠席された方にもその説明資料等を送付しながら、ご理解をいただきながらということになっておりまして、さらに今後指定していくという場合は手続等さまざま出てまいりますので、そこは我々のほうにいろいろ問い合わせをいただければ説明申し上げますし、我々も出向きながら説明をして、また引き続きやってまいりたいと思っております。

○委員長（三田地久志君） 7番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 農振地域とか都市計画地域は大体町の人たちになじんできましたが、これは新しくできることなので、ひとつ該当する地域の方々にはよく理解を深めていただきたいと思っております。

もう一つは、増築とか修繕は適用しないということですから、それは普通の確認申請を出しても通るという解釈でいいか、まずそれをお願いします。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 鍋倉主任。

○委員長（三田地久志君） 鍋倉主任、どうぞ。

○復興室主任（鍋倉千代子君） お答えします。

おっしゃるとおり、そのとおり、町長の認定が要らずに確認申請は提出できます。

○委員長（三田地久志君） 7番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） それから、かさ上げについては県のほうから助成というか、今の既存の建

物で、違反建築物という言葉ではないかと思いますが、そういう類になるわけですね、建ててはならない場所にある施設になりますから。それについては、県のほうで補償金を出して、かさ上げ工事までしてくれるという解釈をされていていいかどうかをお願いします。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 三上室長。

○委員長（三田地久志君） 三上室長、どうぞ。

○復興室長（三上 智君） お答えいたします。

今回の河川改修事業でかさ上げ事業が入ります地区が三田市地区、袋野地区で、あと中島地区にも若干入るわけなのですけれども、こちらにある既存の建物については世帯の方が県からの補償費をもらいまして、その世帯の方がかさ上げ工事を発注なりしてかさ上げをするという形での事業となっております。

○委員長（三田地久志君） 7番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） そうすると、台風10号程度のことでですから、例えば2メートル水につかったところは2メートル分の基礎の工事のかさ上げをしてもらえるぐらいの補償費をもらえるということですね。そして、それを施工者にお願いするわけですが、この期間的な問題はどうか。この法律が施行されて補償費が出るのと、それからいつまでにかさ上げの工事をしなければならない。補償費の中で当然工事費は賄えると思うのですが、そこら辺の試算的なのは、個人負担が出てこないのかどうかをお願いします。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 三上室長。

○委員長（三田地久志君） 三上室長、どうぞ。

○復興室長（三上 智君） 個人負担の部分なのですけれども、県の河川改修の今のスケジュールで申しますと、各世帯の建物に補償調査に今入っているところでございまして、その補償額がどの程度示されるかというのは、町のほうではまだ把握していないところではございます。今回の県のかさ上げの事業なのですけれども、災害危険区域に指定されている地域にある建物に対して行われるという河川改修事業の補助事業のほうの要件もございまして、そういったこともあって今回指定ということになってございます。

○委員長（三田地久志君） 7番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） そのかさ上げは県の指定なりでやらなければならないということになった場合の施工期間ですよ。結局いつまでに補償が決まった場合には、1つはかさ上げとはいつ

も、100 坪の建物を2メートル上げるといふようなことにもなりかねないので、そうすると家主にとっては2メートルもかさ上げして、もう不便になるわけですから、そういうふうなところよりはどこかに移転するといふふうな考えも出てこないとも限らないので、そういったときのことでも想定しながら質問させていただいていますが、1つ目は施工期間というのが決まっているのかどうか。

○委員長（三田地久志君） 佐々木地域整備課長。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 今回の補償につきましては、県のほうでこれから各居住している方々と交渉に入ります。揚げ家という形になるのですけれども、全6地区ありますが、国道とか町道とか、その付近の道路から1メートルから1.5メートルぐらいのかさ上げが必要になると聞いております。その部分は、土盛りをするなりしてもらえばそれで十分クリアするといふような形、例えば1メートル、1.5メートルをクリアするということになれば、それはオーケーと。その辺の補償費の算定は、今県のほうでやっているわけですが、その補償交渉をしながら、もしかすれば私はちょっとこのところからは移転したいという話もあるかもしれません。一応この条例上は、既存住宅につきましては、それを撤去しなさいというものではなくて、既存住宅についてはその場所でもよくて、増築等についてもこれは了とするということにしておりますので、その期限について、そこをすぐに立ち退いてくださいとか、すぐに上げてくださいとかという、即そういう話にはならないかと思えます。そこは、その方々が、当然危険区域になりますので、そのところをクリアするためにやっていただくということは、これは補償費の中で、補償の期限は県のほうと交渉しながらつけていただいて、それまでにやっていただくということになるかと思えます。

○委員長（三田地久志君） 7番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 最後の確認です。結局昭和50年代とか60年代で古い建物もあると思います。すると現在の建築基準法に適合していない、いわゆる耐震設計をしていない住宅があった場合、これがかさ上げなり盛り土で上がるというふうなことで、これまで県のほうからチェックを受けて、それも施工の中で縛りを受けるということになると、さっき言った個人の負担が相当出てくるかと思うのですが、そこら辺のところの調整というのはいかがなものでしょう。

○委員長（三田地久志君） 佐々木地域整備課長。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 今回の危険区域の指定範囲ですけれども、大体が農

地という形にはなるのですが、その中に入っている住宅が全6地区の中で12世帯が対象になります。主に多いのが袋野地区で6世帯なのですけれども、この住宅の中では、やはり説明会の中でも住宅がかなり年数がたっているという場合という話も出ておりました。そのところは、県のほうでも補償費の中でいろいろ算定をしながら見込んでいくと。そこで折り合いがつけば、例えばですけれども、建てかえがその中でできるのか、あとはちょっと上げるために基礎がどうしてもそういう状況ができないのであれば基礎を補強するですとか、そういったものも含めながら、これから県との交渉という形にはなると思います。その補償費の中で、できれば全てができれば本当は自己負担がなくてできるのですけれども、それはご自身の建て方とかさまざまな部分で個人負担が出る可能性もこれはあるかもしれません。

○委員長（三田地久志君） 7番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） ぜひ個人負担はあるものだというところは想定して交渉していただければと思います。補償費の中で、こちらで決めた法律ですから、その中で賄っていると、工事をしていく間に都市計画の街路でもそうですが、どうしても個人負担は出てくるということは過去の例でたくさんありますので、その辺のところは住民の方が後でそうではなかったというふうなことをないように、用地交渉なりを進めていただいて、安全なようにお願いをしたいということで、終わります。

○委員長（三田地久志君） 12番、三田地委員、どうぞ。

○委員（三田地泰正君） この小本川流域には、いわゆる複数の支流があるわけ。例えば松橋川だとか、尼額大沢川だとか、清水川とかあるわけだが、この条例は小本川流域とうたっているのですが、町が管理する準用河川、これは全然該当しないのか。小本川から何メートルか上流まで含まれるのか、この点についてお伺いします。

○委員長（三田地久志君） 佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 今回の条例につきましては、小本川の河川改修計画範囲内ということになります。ですので、本流の名目入から小本までの範囲内での計画の中で30年に1度、平成28年の台風10号豪雨災害の影響範囲を超える、輪中堤等で住宅は守るのですけれども、その範囲外でどうしてもはみ出してしまう区域を今回指定するというものでございます。

○委員長（三田地久志君） 12番、三田地委員、どうぞ。

○委員（三田地泰正君） この小本川流域が今度県のほうの支援で整備すると。一方ではどうか、

我々町民にとってみれば、町管理の準用河川の周辺の被害も相当甚大だったわけだ。そこで今度の条例に準ずるような仕組みというか、何とか大きな災害が来ても二度と被害に遭わないように、町としてもやはり何かの条例をつくって、そしてせっかくですから、この際参考にしながら、速やかに災害復旧ができるような、そういう前向きな方向に行くべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（三田地久志君） 佐々木地域整備課長。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 今回の平成 28 年の台風 10 号災害では、当然町管理の河川も支流全てずたずたになったわけでございます。この条例は、今回河川改修計画部分ということでやっております。これから防災計画、それからハザードマップ等もいろいろ作成されてきます。ハード面では復旧事業、あとは復旧に加え単独費も使いながら安全にということで、できるだけハード事業も進めておりますが、あとはソフト的なところで防災上避難とかそういった計画を今後詰めながら、そういったところを町民の皆さんにご理解いただきながら、やはり安全、安心という部分では進めていかなければならないというふうに考えております。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 討論なしと認めます。

これから議案第 3 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第 4 号 岩泉町立学校設置条例の一部を改正する条例について

○委員長（三田地久志君） 議案第 4 号 岩泉町立学校設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

馬場教育次長。

○教育次長（馬場 修君） それでは、議案第4号 岩泉町立学校設置条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

まず、改正の概要でございますが、議員ご案内のとおり、教育委員会では平成26年度に策定いたしました岩泉町学校適正配置基本計画に基づいて、児童生徒のよりよい教育環境の整備のため学校統合を進めてきており、これまで関係する保護者の皆さん、地区住民の皆さんと協議してきた結果、本年度末、来年3月末をもって二升石小学校と浅内小学校が閉校し、4月から岩泉小学校に統合することで合意に至ったものであります。

それでは、具体的な内容ですが、議案の3枚目、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。この表ですけれども、現行と改正後をそれぞれ掲げておりますが、小学校の設置について規定している第1条の次の表に現在あります小学校10校を掲載しておりますが、このうち下線をつけております二升石小学校と浅内小学校を閉校のため削除しようとする内容で、改正後の一覧表は右側のとおり8校となるものでございます。

次に、2枚目に戻っていただきまして、別紙をごらんいただきたいと思います。本文の4行目、先ほど説明をいたしました第1条の表から二升石小学校の項及び浅内小学校の項を削るもので、附則として、この条例は平成31年4月1日から施行しようとするものでございます。

今後のスケジュール等でございますけれども、この議決をいただいた後には、年明けになりますけれども、県のほうに学校廃止届を提出いたします。その後閉校に伴いまして、両校とも卒業式、閉校式が行われる予定ですが、二升石小学校につきましては卒業式が3月20日、閉校式が3月24日、浅内小学校におきましては卒業式が3月16日、閉校式が3月17日と予定をされているところになります。

以上で説明とさせていただきます。それでは、議案の審査方よろしく願いをいたします。

○委員長（三田地久志君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） 閉校になることによって、浅内それから二升石小学校の児童は岩泉小学校に通うこととなりますが、スクールバスでの通学となると思います。浅内小学校の児童で、一

番遠くから来る児童は何キロぐらいあるかお伺いします。

○委員長（三田地久志君） 馬場教育次長。

○教育次長（馬場 修君） 大変申しわけありません。ちょっと個々の生徒さんの距離数までは把握しておりませんです。申しわけありません。

○委員長（三田地久志君） 4番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） ここで問題になるのが低学年の児童であると、通学の負担がかなりあるものと思われるのですが、その辺は考えておられるのか、お伺いします。

○委員長（三田地久志君） 馬場教育次長。

○教育次長（馬場 修君） ただいま子供たちのご心配いただきまして、大変ありがとうございます。現在も岩泉中学校のほうに浅内、あとは二升石の方面からもスクールバスを既に運行しております。あとはお兄さん、お姉さんたちと小さい子供たち一緒に通学できるのではないかなというふうに思っております。

○委員長（三田地久志君） 4番、どうぞ。

○委員（八重樫龍介君） ここで、通学によって児童の成績等に影響があるか等、今後調査してみようかな考えはあるかお伺いします。

○委員長（三田地久志君） 馬場教育次長。

○教育次長（馬場 修君） バスに乗っている間も当然貴重な時間でございますので、これから小学校の生徒さん、バスを利用するようになりますけれども、そのバスの中でも時間を無駄にすることなく、有効に活用するよう学校を通じまして指導していきたいと思っております。それがひいては学力向上につながってくればいいなというふうに思っております。

○委員長（三田地久志君） 7番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） そうすると、学校の統合によって、こういうふうに学校の名簿から消えるわけですが、施設はそのまま多分残っていくと思うのですが、この位置づけはどこに所属するもののでしょうか。

○委員長（三田地久志君） 馬場教育次長。

○教育次長（馬場 修君） 廃校施設の管理ということのご質問ですけれども、今この2校、浅内、二升石につきましては、地元の皆さんと統合に関する部分の細かいところを詰めていることとなりますので、今後のあり方についてはこの2校に限ってはこれから詰めていくということになり

ます。既にあります6校の廃校している施設につきましては、一応管理につきましては教育委員会の管理になっておりまして、今現在作業員を雇用しておりまして、その方に廃校施設のほうの管理をしておりますが、時期になりますと草刈りだけでも精いっぱい、あとは中のほうも当然管理をしていかないと適正な維持ができないわけですけれども、そういった課題がありまして、ちょっと数もふえてきた部分もありますので、そこが大きな課題であるかなというふうに認識をしております。今新年度に向けて予算等も編成をしているわけですけれども、中には廃校している学校の中でも地区の皆さんがみずから自分たちで草を刈ったり、あとは中を掃除してくれたりという学校もありますので、全ての学校がそうかといえばそうではないのですけれども、地元の皆さんとの協議等が調ったところについては、当然同じ地域の地区内にある施設ですので、地区の中の宝ということ、あとはその作業等を通じて地区内のコミュニティーの醸成にもつながればいかなということ、その方向で新年度に向けて今検討、模索をしているという状況となっております。

○委員長（三田地久志君） 7番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） ぜひ貴重な財産で、私もその後閉校になった国見とか大牛内とか行って見ているのですが、割ときれいに管理している学校と、それからちょっと草が伸びてきて、本当に廃墟ではないですけれども、このままいくと危険だなという、地域のコミュニティーにもつながらないのではないかという心配な学校もないわけではないと思っています。ですので、今6校ですし、二升石、浅内、それから小川地区にもまた出てくるといって、もう9校、10校になってくるわけですが、何とかそういうところの管理関係を、これを機にきちんとできれば、1人の方が回ったところで、校地面積も膨大ですし、それから校舎の中まで手をつけるとなると、1人ではなかなか回らないと思いますが、そこら辺については今教育次長が言ったようなことで、検討をしているということでございますので、より地域も管理しやすいというか、立ち入りやすく、かつそしてまたそれが過剰な負担にならないような形での行政の支援も、流れがつくまでの間、ご支援をしていただきたいというふうに思いますので、これは要望にさせていただきます。

終わります。

○委員長（三田地久志君） 8番、三田地委員。

○委員（三田地和彦君） 今の7番委員の質問のとおり、閉校になった小本地区の関係なのですが、この間二升石の一輪車の関係のニュースがありましたが、小本の小学校、廃校になっているわけ

ですが、一輪車とか、今まで子供たちが使って活動していたものが死んでいるのです。一輪車がそのまま学校の後ろ側に放置されているものですから、今後どのような考えをしているのかご答弁をお願いします。

○委員長（三田地久志君） 馬場教育次長。

○教育次長（馬場 修君） それこそご心配をおかけしておりますが、先ほど申し上げたように、作業員さん、草刈り等のためにはお願いはしているのですけれども、中のほうまで目が行き届いていないという現実もありますけれども、ご指摘いただいたことにつきましては旧小本小学校も含めて、各校とも状況を見ながら中も良好に管理していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（三田地久志君） 8番、三田地委員、どうぞ。

○委員（三田地和彦君） 中ではないのです。外なのです。本当の置き場に、さびて全然、あれであれば、少しでもいいのであれば、私も若ければあれをいただいてやろうかなと思ひたのですが、そこら辺は終わったら、いろいろありますので、あと各管理はお願いしたいと思ひますが、慎重にやっていただきたい。

それから、統合は今後も進むかもしれませんが、この条例については私は反対いたしません、今後の統合を岩泉町として、今度10校が8校になったということで、かなり学校がなくなったところはこの455号の通りでもあるわけなのですが、なくなったことによって、空き家が出ているところが目につくことは皆さんも感じていると思ひます。地域を盛り上げるためには、子供の声聞こえる施策を考えていただきたい。

そして、教育の一つには、お願いしたいのは、まず例を出すのであれば大牛内小学校が統合になって小本に来ているわけですが、あの行事は部落と一緒に春とか秋に、それなりの行事をやったわけなのです。それが今は全然なくて、地域の方が寂しがっているのは皆さんも聞いておるかもしれません。役場の職員もいると思ひますが、そういうのを校庭を利用するとか、体育館を利用して、何とか地域に子供の声をやるような行事をお願いしたいと思ひます。これは強く要望しておきますので、よろしくお願ひします。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑はありませんでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第5号 岩泉町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する

条例について

○委員長（三田地久志君） 議案第5号 岩泉町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

馬場教育次長。はい、どうぞ。

○教育次長（馬場 修君） それでは、議案第5号 岩泉町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきます。

先ほどの学校の設置条例の一部を改正する条例とも関連しますので、よろしくお願いをしたいと思います。改正概要につきましては、来年の4月に岩泉小学校に統合する二升石小学校及び浅内小学校の体育館を学校開放の対象施設から外そうとするもの、また照明施設があります二升石小学校については、その照明のほうからも外すということになります。

それでは、具体的に3枚目、新旧対照表のほうをごらんいただいて、説明をさせていただきたいと思います。先ほど見ていただいたのと同様に、この表についても現行と改正後を左右に掲げております。

別表第1（第8条関係）の部分で、体育館の使用料の表の中にある右側、使用料50円の区分の中から下線で表示をしております「二升石小学校」と「浅内小学校」をそれぞれ削除しようとするもので、改正後につきましては右側に記載のとおりとなっております。

その下の別表第2（第8条関係）の屋外運動場照明施設使用料の表の中にある、右側、使用料

200 円の区分の中から、下線で表示しております「二升石小学校」を削除しようとするものでございます。改正後につきましては、右側のおりとなっております。

それでは、2 枚目に戻っていただきまして、別紙、公布文をごらんいただきたいと思います。本文の 6 行目、先ほど説明をいたしました別表第 1 中、現行の学校名の入った表を廃校する両校を除いた学校名の表に改め、あわせて別表第 2 の中の二升石小学校の項を削除するものでございます。

なお、2 校廃校になるわけですが、照明施設のほうには浅内小学校には該当するものがないということで、こちらは二升石小学校のみとなっておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上で説明とさせていただきます。ご審議方よろしくお願いをいたします。

○委員長（三田地久志君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

1 番、畠山委員、どうぞ。

○委員（畠山昌典君） そうすると、削除された二升石と浅内の施設を今後使いたいとなった場合には、どういうふうなことが適用されるのでしょうか。

○委員長（三田地久志君） 馬場教育次長。

○教育次長（馬場 修君） 先ほども申し上げたように、現在廃校に向けて両地区の住民の皆さんと協議をしております。多分使うとなりますと、主に地元の皆さんの使用というのが想定をされるわけですけれども、学校開放の対象施設からは、今ご提案申し上げているとおり外れるわけですけれども、その地区の皆さんが使いたい場合には当然使っていただいても構わないというふうなことで考えております。

以上でございます。

○委員長（三田地久志君） 7 番、坂本委員、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） そのときに、地域に管理をしてもらったとしても、例えば屋外照明を使いたい二升石のようなところ、それから体育館となると相当の電気料というか、それは寸断されてあるのか、継続してあるので、地域では申請すれば、あと町のほうで光熱費は払ってくれながら、地域との共有ができるということなのか、それはいかがでしょうか。

○委員長（三田地久志君） 馬場教育次長。

○教育次長（馬場 修君） 前の議案の中でもお話がありましたのは、地域のコミュニティーとい

うのは非常に大事になってくるというふうに考えております。学校開放の対象施設であれば、それなりの料金を設定はしていたのですけれども、こちらは実費弁償、実際に電気代相当額というふうなことで設定をした制度でございまして、あとは地域の皆さんがいっぱい集まって、子供を交えて交流できるようなことがあれば、そちらのほうでどんどん使っていただければというふうに思っております。あと細かい部分については、今後協議等させていただきたいと思っております。

○委員長（三田地久志君） 7番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 例えばこれから小川小学校も統合の方向になったりすると、あの庭園をつくったり、グラウンドをつくると思ったら、とんでもないお金もかかります。それから、大牛内のグラウンドを再生して、全く新しくつくるといったら、これも何千万円クラスだと思うのです。それらを考えた場合に、既に統合になった学校なり、施設なり、グラウンドなりを丁寧に維持管理をしていくと、町の経費的な分もそんなに負担にならないで、教育次長が言ったようなコミュニティも含めて、その地域のにぎわいも含めて、有効活用ができる貴重な財産だと思いますので、そこら辺については一気に廃校、それから草ぼうぼうというふうなことにならないようお願いをしたいということがあります。そこについて再度ご答弁をお願いします。

○委員長（三田地久志君） 馬場教育次長。

○教育次長（馬場 修君） 今度新たにこの2校が廃校施設の仲間入りというか、区分にはなるわけですが、あとは地区のほうでも例えば運動会であったり、使いたいというふうなご要望もいただいておりますので、先ほどの繰り返しになりますが、地区で使う分にはどんどん使っていただきたいというふうに思います。

あとは、この2校を含めた廃校施設につきましては、町のほうで遊休施設、財産の有効活用というふうなことで検討することにもなっておりますので、一番いいのはどこか民間の業者さん等が入って有効活用していただければいいわけですが、それも含めて有効な活用に向けて、町のほうでも取り組んでいきたいと。

あとは、さっき学校のほうとの、地域が寂しいというお話もありましたけれども、その部分も含めて、施設の利用とは違って、地区との連携というのも含めて、視野に入れて対応していきたいと思っております。

○委員長（三田地久志君） 12番、三田地委員、どうぞ。

○委員（三田地泰正君） 関連です。この施設は残るわけだね、生徒は動いても。そこで、本会議

場でも話題になったのですが、幸い二升石小学校には学校林があって、近々処分するというこの話があったのですが、この処分された金額はどこに帰化するのか、誰が管理するのか、まずお伺いします。

○委員長（三田地久志君） 馬場教育次長。

○教育次長（馬場 修君） 学校林の処分に伴う発生した費用ということですが、金額についてはこの間控えさせていただいたのですが、一応今の予定ですとその取り分の分取割合が地元、学校、二升石のほうは9、町のほうが1ということになっていまして、あとご質問でもあったと思うのですが、多分学校の備品等を購入してそのまま新しい学校のほうに引き継ぐというか、持っていくような形になるかと思っております。そこも、今まだ入札も終わっておりませんので、また継続的に地元との協議もありますので、その中で具体的な部分については詰めていきたいと思っております。一応分取割合は町が1、地元が9ということでご認識いただければと思います。

○委員長（三田地久志君） 12番、三田地委員、どうぞ。

○委員（三田地泰正君） そこで、その分取林契約の中に何か恐らく取り決めがあると思うのですが、今までの閉校の例を見れば、閉校記念誌をつくったり、準備とか、そういう費用に向けていたわけだが、今回二升石の学校が残ることによって、維持管理費がかかるわけ。そこで、できれば部落のほうで使いたいというような話も聞いているのですが、何か売り上げた代金からも今後地区として維持管理費に使うような運用は、分取林の中に恐らくなかったと思うのだが、できれば幾らか部落の思いのままに使うような方向にいけばいいかなと思っております。そういうお考えはいかがでしょう。

○教育次長（馬場 修君） 佐藤総括室長。

○委員長（三田地久志君） 佐藤総括室長。

○教育委員会事務局総括室長兼学校教育室長（佐藤哲也君） お答えいたします。

現行の取り扱いルールといたしましては、条例のほうに処分する手続がうたわれております。売り払いをしまして、分取割合、次長から説明があったとおり、町の取り分は1、そして学校なりの取り分は9でございます。その9の部分につきましては、学校施設の充実を図るための造成なりの金としてまた使うなりのルールがございますが、今回はそちらのほうの金額は学校施設のほうの備品ということで買わせていただいて、それを地元と協議しまして、もし地元のほうでどうしても学校に置いていただきたいという話があれば、その備品なりの内容につきましては柔軟

な対応を考えておりますが、基本的なルールとしましては学校備品を買わせていただいて、それを岩泉小学校のほうに引き継ぐというのが今の表向きルール上の取り扱いとなってまいります。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

席がえのため、少々お待ちください。

◎議案第6号 平成30年度岩泉町一般会計補正予算（第3号）

○委員長（三田地久志君） それでは、議案第6号 平成30年度岩泉町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長、どうぞ。

○総務課長（應家義政君） それでは、議案第6号 平成30年度岩泉町一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げさせていただきます。

今回の補正につきましては、先ほどご審査いただきました人件費、それから台風関連予算、そして事業精査等に伴います部分につきましてをお願いしてございます。

それでは、歳出から主なものについてご説明をさせていただきます。12ページをお開き願います。2款1項6目企画費で復興交付金基金精算返還金4億4,381万9,000円をお願いしてございます。これは、東日本大震災津波の事業の精算に伴います返還金でございます。

次に、1ページめくっていただきまして、15ページでございます。3款1項1目社会福祉総務

費で 20 節、福祉灯油助成 375 万円をお願いしてございます。これは、昨年も実施をしてございましたけれども、750 世帯、1 世帯当たり 5,000 円を助成するものでございます。

次に、16 ページをお願いいたします。16 ページは、3 款 2 項 1 目児童福祉総務費の 13 節で放課後児童クラブ事業実施委託料 451 万 1,000 円をお願いしてございます。これは、新規事業等の説明欄にも記載をさせていただいておりますけれども、小川の放課後児童クラブを本格的には 4 月 1 日から実施をするものでございますが、それに向けまして準備を進めるものでございます。試験的に 1 カ月、3 月に実施するというところでございます。

17 ページでは、4 款 1 項 6 目の環境衛生費で 19 節、飲料水個人施設災害復旧補助金、台風関連でございまして、558 万 2,000 円をお願いしてございます。2 件をプラスいたしまして、合計で 20 件となるものでございます。

次に、20 ページをお開き願います。9 款 2 項 1 目学校管理費と、それから 9 款 3 項 1 目、小学校費、中学校費用でございまして、13 節、15 節で監理委託料と工事費でエアコンの設置をお願いしてございます。これにつきましても、新規事業等説明にございまして、普通教室、それから保健室等にエアコンを設置するものでございます。

それでは、歳入でございまして、戻っていただきまして、8 ページをお願いいたします。9 款 1 項 1 目地方交付税で 1 節普通交付税を 8,671 万 7,000 円をお願いしてございます。

そして、その下のほうですけれども、13 款 2 項 6 目教育費国庫補助金の 1 節で、先ほどのエアコンの財源としまして冷房設備対応臨時特例交付金 2,761 万 4,000 円をお願いしているものでございます。

下の 9 ページでございまして、17 款 2 項 6 目復興交付金基金繰入金で 1 節復興交付金基金繰入金 4 億 4,381 万 9,000 円をお願いしてございまして、これは先ほどの還付金の歳出で見た分の財源となります。

それから、19 款 4 項 4 目雑入で、安家小中学校教員住宅物件移転補償費 5,311 万 2,000 円をお願いしてございまして、これは台風関係の県からの補償費となっております。

4 ページをお願いいたします。第 2 表、債務負担行為補正で、追加が農業経営基盤強化資金利子補給をお願いしてございまして、変更では農業近代化資金利子補給につきまして、補正後の期間としまして 45 年度まで延長しまして、融資額総額を 4,500 万円とするものでございます。

次の 5 ページは、第 3 表、地方債補正でございまして、補正後の限度額を 16 億 8,720 万円とす

るものでございます。

以上でございます。ご審査のほどよろしく願いをいたします。

○委員長（三田地久志君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の順序ですが、慣例により歳出から目ごと、その後歳入を項ごとに審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 異議なしと認めます。

したがって、歳出から目ごと、その後歳入を項ごとに審査することに決定いたしました。

11 ページをお開きください。これから質疑を行います。1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと。

それでは、2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、質疑はありませんか。

4 番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） ここで派遣職員の方々の対応についてお伺いいたします。

今年度、各自治体から7名の派遣職員の方が応援に駆けつけてくれたわけですが、31年度ももうすぐそこまで来ております。それで、31年度の派遣職員の方々への考え方をお伺いいたします。

○委員長（三田地久志君） 應家総務課長。

○総務課長（應家義政君） 台風災害に関連しまして、各市町村、それから県の任期付職員、それから復興庁のほうからもお願いをしております。市町村では県内から5名、県外から2名、30年度は応援をいただきまして、大変進捗に活躍していただいて、この場をおかりし、感謝を申し上げる次第でございます。

事業の進捗が、実は30年度で何とかというようなことで、お願いをする際に、ぜひ30年度まではお願いをしますということで強力に要請をして、7人を確保してまいりました。ただ、進捗状況を見ますと、31年度もどうしても人手が足りないということで、ついせんだって派遣をしていただいている県内の市町村、それから県外の市町村に訪問いたしました。何とかぜひ31年度もということでお願いをしてきたところではございます。感触といたしましては、岩泉町の対応、

職員に対する待遇等々が有効的に、好意的に捉えられてはおりますが、一方では各地におきましてさまざまな災害がございまして、そちらからの派遣要請もあると、あとは人も足りなくなっているということもあって、今はまず何とも言えませんが、できるだけ協力したいという気持ちはあるということで承っております。中には二、三市町村におきましては、もう出すと明言をいただいている市町村もございまして、今後とも粘り強く、ぜひ協力を賜りますようお願いをしまいたいと考えております。

○委員長（三田地久志君） 4番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） お疲れさまです。大変強力なメンバーとっておりますので、今後も訪問等は行う予定なのか。あと人数ですが、今年度7名、来年度も7名の予定での訪問をされているのか、そこをお伺いして終わります。

○委員長（三田地久志君） 應家総務課長。

○総務課長（應家義政君） 今年度7名で、来年度の部分につきましても同様の市町村をお願いをしております。訪問につきましては、余りしつこいとそれもどうかと思いますので、あとはフォローの部分で何とかお願いをしたいと思っております。

○委員長（三田地久志君） 13番、野館委員。

○委員（野館泰喜君） ここで場所的にいいのかどうか、ぜひ総務課長に答弁をいただきたくて、今は平成の最後で入管法、漁業法、それから改正水道法と立て続けに、これいずれも人口減少対策なので。これを降って湧いたようにばたばたと決めている状況があります。それで、これはもう想定されている中でこういうことが行われているのですが、町として、いずれ町も人口減少がますます進んでいく、その状況の中で先ほど二升石小学校の関係でも地元で管理したいというような話もありました。そうすると、今の協議はあくまでも今の地元の方々との協議なわけです。そこに将来が見えていないような気がするのです。それがすごく気になるのですが、町の総合計画云々の絡みで、将来を見据えた、少し住民にとって辛口になるような部分も含めて考えているのかどうかについてをぜひとも総務課長にお聞きしたいと思います。

○委員長（三田地久志君） それでは、指名でございまして、應家総務課長。

○総務課長（應家義政君） まちづくり計画までという、ちょっと越権行為にはなりますが、個人的な意見も含めてお話をさせていただきます。

国のほうでさまざまな制度が成立の見込みになっているのを見ますと、本当にこの法律をどう

やって活用していったらいいのかなということで、日々考えさせられてはございます。まちづくり計画をベースにして、まちづくり計画、今回は10年間の基本計画でございますので、その中にさまざま盛り込んでいくような形にはなると思います。

一方では、これまでも人口減少、少子高齢化が進んでいけば、町の中だけでは全くこれからV字回復をするにはもう数十年、そのままであれば数十年かかるのではないかなと認識をしております。ですので、外からの力をかりながら、定住を進めてはきていますが、なかなか難しい部分もありますが、ただ一方で岩泉町の魅力を発信することによって、それをピンポイント、ピンポイントで来ていただいている方もあるのも事実でございます。ですので、さまざまな視点でさまざまな手だてをこれから進めていこうかなと考えております。

また、人材育成ということで、職員の研修も頻繁に実施をしております、何かだんだん飽きてきたなみたいな声も聞こえるところではございますが、一人一人のスキルアップをしながら、さまざまな施策を展開できるように努めてまいりたいと考えております。

○委員長（三田地久志君） 13番、野館委員。

○委員（野館泰喜君） 入管法の関係で、岩泉町にどのような影響があるか、どのようにお考えですか。

○委員長（三田地久志君） 應家総務課長。

○総務課長（應家義政君） 町内でも外国人労働者を使っている業者もございます。三セクでも中国から応援をいただいておりますし、あとは小本方面でもあります。そのときも外国人の雇用でいろいろ規制があって、なかなか確保ができないというような話もございました。ですので、経験のあるその辺の業者のノウハウも聞きながら、もしその他で活用ができるのであれば裾野を広げていきたいなと思っております。

ただ、一方では外国人、この間の安全の研修会があったときに話があったのは、他との交流があればそれだけ危険といえますか、災害リスクが大きくなりますよというのも事実でございますので、その辺をうまく調整をしながら、活用できる労働力につきましては活用していきたいなと考えております。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） それでは、5目財産管理費。

10 番、合砂委員。

○委員（合砂丈司君） 財産管理費、どこで聞くのかと……

〔「マイク」と言う人あり〕

○委員（合砂丈司君） 項目で聞くのか、ちょっとあれですけども、先般安家の複合施設、全員協議会で説明がありました。安家支所と消防屯所は河川改修に当たるということですが、診療所の日向のほうなのですが、今後どのように考えているのか、移転した場合、使用目的。

○委員長（三田地久志君） それでは、保健福祉課、田鎖課長どうぞ。

○保健福祉課長（田鎖英明君） お答えいたします。

安家の診療所については、玄関先のところまで道路用地に当たりまして、浄化槽があるというふうなこともあります。もって全部を移転補償費でいただくことになっておりまして、複合施設ができた暁には、そちらを取り壊すと。その後の予定については、まだ未定ではございます。

○委員長（三田地久志君） 10 番、合砂委員。

○委員（合砂丈司君） あそこは町有地ですか、民有地ですか、借地になっているのですか、町有地。

○委員長（三田地久志君） ちゃんと手を挙げて発言をしてください。

田鎖課長。はい、どうぞ。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 町有地でございます。

○委員長（三田地久志君） 10 番、合砂委員。

○委員（合砂丈司君） 今後、例えばあれを、町有地貸してくださいといった人が出た場合、出るか出ないかわかりませんが、そういった場合は貸し付けも可能なかどうか、お貸しをするかどうか。

○委員長（三田地久志君） 田鎖課長。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 私たちのほうの診療所ということで、目的を持った財産が今度は普通の財産になりますので、その関係で所管がえも行います。また、その後については担当課のほうで貸し付けも可能だと思っておりますので、有効活用に使われると。

〔「貸し付けが可能だということはまだ」と言う人あり〕

○保健福祉課長（田鎖英明君） 大変申しわけございません。ちょっと今の件については、貸し付けということについてはまだ明言はできないというところでございます。

○委員長（三田地久志君） 10番、合砂委員。

○委員（合砂丈司君） ちょっと早いかもしれませんが、今現在も使用しておりますので、よくよくあの土地を検討していただきたいなど、そう思います。公共の場に使うのか、貸して使うのか、その辺を公平性を持って、していただきたいと思います。これは要望です。

○委員長（三田地久志君） 要望ですね。5目財産管理費、ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） それでは、6目企画費。

7番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） この復興交付金の返還金が出てまいりました。4億4,300万円。これによって、震災に係る復興交付金が全部精算になるのかどうか、まずそのことをお願いします。

○委員長（三田地久志君） 答弁は。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 復興課、三上室長。

○委員長（三田地久志君） 復興課の三上室長。マイクをしばらくお待ちください。

○復興室長（三上 智君） お答えいたします。

復興交付金事業ですけれども、今後も予定されている事業がございます。30年度に行っている事業もございまして、32年度まで継続する事業もございます。その内容ですけれども、東日本大震災の災害公営住宅、小本、あと森の越に整備したのですが、そちらの家賃の低廉化ということで国から交付されているもの、あと特別家賃低減事業ということで、低所得者向けの国からの交付金として交付されている事業がございます。そちらは制度上、家賃低廉化事業は20年間、低減事業は10年間という期間が要綱上決められておりますので、そういった継続事業はございます。そのほか30年度行っている事業といたしまして、小本漁港への漁港監視カメラの整備事業、この事業が30年度の事業として行っております。以上が今後予定されている事業ということでございます。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） それでは、次に移ります。7目支所費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） それでは、10目諸費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） それでは、2款総務費に入る前に、ここで岩泉ホールディングス株式会社の経営状況報告について質疑を行います。ありませんか。

13番、野館委員。

○委員（野館泰喜君） 個別に例えばきのご産業もここでいいのですか。

○委員長（三田地久志君） はい、可能です。

○委員（野館泰喜君） 若干心配している部分がきのご産業の分で、9月30日現在でマイナス3,700万円ですが、今期の見込みとしてどのようなお考えかお聞きしたいと思います。

○委員長（三田地久志君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えいたします。

現在きのご産業につきましては、私もワーキンググループのメンバーに入りまして、現在の経営状況等の把握、これからの改善状況等を役員の皆さんと一緒に検討している状況でございます。

ご質問の内容の今期の収支の予測でございますが、予測に関しましては現在の状況を見ますと、経常損益でプラス100万円ほどということで、現時点は収支のほうは見込んでおるところでございますけれども、11月に入りまして、中国産の菌床製造ほだか国内産という形でキノコが出回っている状況がございまして、若干二、三%ほど市場のほうが安くなっているという状況もございまして、つきましては、収支の状況につきましては、当然単価が下がることによって見込みも今後厳しくなる点はあるかと思っておりますけれども、そういった見込みを修正しながら、今後も検討の改善のほうを進めていきたいなというふうに思っております。

○委員長（三田地久志君） 13番、野館委員。

○委員（野館泰喜君） 先ほどの要因が相当以上に影響がもっと大きく出てくると想像できます、今現在で。したがって、かねてから申し上げていることなのですが、設備投資を早急にやるべきだと思うのですが、ヒートポンプ対応の。それによって単年度の収支が大きくプラスが出る可能性がつかれると思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（三田地久志君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えいたします。

現在ワーキングチームでも設備の更新関係も含めまして、検討している段階でございます。その後にはヒートポンプの導入を含めて検討等してございますが、現在ヒートポンプを入れたとし

て、電気、灯油代が年間で約9,000万円ほどかかっている実情を考えれば、相当量の効果が短期間で得られるものというふうに、皆さんそういう話では一致してはございますが、まず現時点で今進めているワーキングチームの中では、今後継続していくための日々の製造コストの低減、こちらのほうをまず主眼に置いて進めていきたいなということで考えてございます。

ご提言のヒートポンプにつきましては、そういった設備の更新の関係で、今後引き続き検討とさせていただきますと思っています。

以上です。

○委員長（三田地久志君） 13番、野館委員。

○委員（野館泰喜君） 現状のままでコストをちまちま何とかしていくということになると、想定できる数字というのは実は知れているのです。それで、先ほど答弁の中でもヒートポンプの導入によって想定できる金額というのは数千万円というのが見えているにもかかわらず、何でそれを進めないのかというのが私は不思議でなりません。いかがですか。

○委員長（三田地久志君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

きのご産業につきましては、そのとおりヒートポンプによる効果は大きいわけでございますけれども、早急な対応をするにはまず財務の体質の改善等が必要不可欠だなというふうに認識してございます。そこら辺も含めまして、現在検討している段階でございます。

○委員長（三田地久志君） 13番、野館委員。

○委員（野館泰喜君） 早いほど私は効果が上がると思います。というのは、実は灯油も結構今高いのです。こういったのがボディーブローできてきている状況がありますので、対応が早ければ早いほどいいと思います。借り入れで全部対応しても、返済財源が出てくるメリットがあると認識しております。そこまで研究して進むべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（三田地久志君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） ご提言を含めまして検討させていただきたいなと思います。ただ、灯油に関しましては、現在試験的にやっている部分もございます。灯油の温度設定の部分を手動方式に一部変えて試験施行してございます。この効果が灯油の使用量がまず10%、現時点で見えている状況にございますので、これを全棟に波及させるというのは、まず必要な改善事項であるというふうに思いますので、そういう形で進めさせていただきたいと思います。

○委員長（三田地久志君） 8番、三田地委員。

○委員（三田地和彦君） このホールディングスの3ページをごらんいただきたいと思います。流動資産の関係の売掛金等ということで、合計で3億5,300万円、そして乳業で2億円ということで、大体60%近い売掛金があるのではないかなと確認しますが、ここら辺は大丈夫なものでしょうか。あとは決済期間がどれぐらい置いているのか、そこら辺を把握しておりますでしょうか、ご説明をお願いします。

○委員長（三田地久志君） 答弁は、どなたになりますか。回収の期間はどの程度か、あるいは回収は間違いなく行われるのかという質問ですが。

8番、三田地委員。

○委員（三田地和彦君） それでは、今の数字でそのまま来ている資料だと思いますので、これは後でも結構でございますが、やはり決済期間、これは何ぼ売り上げが伸びても未収金がそれに伴っているということは経営にかなり支障を来している。我々のほうの組合でもやはりこれは監査の課題の対象になるものですから、そこら辺は担当課ではよく把握して、異常ございませんというような格好で答弁できればいいかなと思います。

それで、あとは負債の関係なのですが、先ほど課長さんのほうにも字が間違っているのではないかなということで、「その他流動資産」となっているのですが、負債の部ですから「流動負債」に、これは字句が間違っていると思いますので、そこら辺もよろしくお願ひしたいと思います。

とりあえず、やはり我々が心配している第三セクターのことでございますので、本当に真剣になって皆さんも協力し合って見て、これが本当にいい方向に行くようにご協力をお願いしたいと思います。私が願ひするわけではございませんけれども、何とかそういうことを皆さんで気をつけてやっていくように要望しておきます。よろしくお願ひします。

○委員長（三田地久志君） 特に答弁はよろしいですか。

○委員（三田地和彦君） いいです。

○委員長（三田地久志君） 担当副町長からとか。はい、どうぞ。

○副町長（末村祐子君） 適切にご指導をいただきまして、まことにありがとうございます。先ほどご指摘をいただきました点も含めて、一昨日の組織の再編の中でも十分に吟味、適切な対応を心がけていく所存でございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（三田地久志君） ホールディングについてはほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） それでは、次に移ります。2款総務費、2項徴税費、1目税務総務費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 次に移ります。3項戸籍住民基本台帳費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 4項選挙費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 5項統計調査費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） それでは、6項監査委員費、1目監査委員費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） これから民生費に入りますが、ここで新規事業等の概要説明を求めます。

田鎖保健福祉課長。はい、どうぞ。

○保健福祉課長（田鎖英明君） それでは、補正予算の新規事業の説明をいたします。

事業名は、小川地区放課後児童クラブ事業でございます。

事業実施主体は岩泉町、事業の目的といたしましては、小川地区において保護者が子育てしやすい環境を整えるため、保護者が労働等によって昼間家庭にいない就学児童を対象にして、授業の終了した放課後や長期休業期間及び土曜日など学校休業日に適切な遊び及び生活の場を提供するものでございます。

事業の内容といたしましては、1として、放課後児童クラブ事業の概要。事業内容は、平成31年4月からの本格実施に向けた開設準備でございます。委託先は、町内の社会福祉法人等からの公募により今後決定するものでございます。運営場所につきましては、小川生活改善センター2階にあります学習室になります。利用定員は20名を予定しております。職員配置については、放課後児童支援員を2名以上配置する予定です。

委託期間といたしまして、平成31年1月1日から3月31日までを予定しております。保護者の就労等への影響を考慮して、平成31年4月に開設するため、平成30年度中に委託先を決定し

て、保護者や学校への説明、体験利用、これは来年の3月中に行いますが、入所決定等の業務を行うものでございます。

事業費といたしましては、委託料で451万1,000円を計上しております。内容といたしましては、支援員2名の人件費、旅費等の事務費、備品購入、消耗品等の事業費、諸経費という内容で451万1,000円を計上しているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（三田地久志君） それでは、質疑を継続します。1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、質疑はありませんか。

12番、三田地委員どうぞ。

○委員（三田地泰正君） この8から14節、珍しい項目ですが、この中身について説明をお願いします。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 竹花主幹。

○委員長（三田地久志君） 竹花主幹。

○保健福祉課主幹（竹花正幸君） この件ですけれども、ことしの8月、猿沢字外山地内の林道で車両が全焼して、死体が4体出たわけですが、この方々がまだ身元が判明しないということで、そうなれば行旅病人及行旅死亡人取扱法というのがありまして、これに基づきまして、発見地の市町村長が一旦火葬、埋葬することになっておりまして、今回計上させていただきました。

○委員長（三田地久志君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） わかりました。それで、火葬場の使用料、今話があったように4体で4万円と。たしか火葬場の利用料は、町民と町外の人と区別して使用料をいただいていたと思うのですが、それは該当しなかったわけですか。この点について。

○委員長（三田地久志君） 竹花主幹。

○保健福祉課主幹（竹花正幸君） まだ身元不明ということで、町内、町外がまだわかりませんので、町民課のほうの担当と相談しまして、町民1万円を該当させております。今回これで相殺するわけですが、相続人が見つければ、その方々にかかった経費を町のほうで請求することになります。もし相続人が見つからない場合は、経費は都道府県で負担することになっておりますので、かかった経費は岩手県のほうに、年度末になりますけれども、請求することになります。

以上です。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なければ、次に移ります。3目老人福祉費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） それでは、次に移ります。3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費。

13番、野館委員。

○委員（野館泰喜君） 小川地区放課後児童クラブ、ここまで進めていただいて、まずありがとうございました。それで、岩泉と小本もありますが、委託先というのはどういうふうになっているのでしょうか。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 津嶋社会福祉室長。

○委員長（三田地久志君） 津嶋室長。

○社会福祉室長（津嶋勇士君） お答えします。

岩泉と小本の放課後児童クラブは、これまでも社会福祉協議会に委託してきたわけですが、今回小川に新設するというので、まずは社会福祉協議会にも打診はしてみました。そのころ、社会福祉協議会では支援員の病休とか運営上の課題を抱えている、あともう一点、社会福祉協議会としては学校統合後の実施を見据えていたということで、31年の4月からとなると対応は現実的に厳しいというお話をいただいております。ただ、辞退という言葉は明言はしませんでした。そうした状況もありましたので、もう一事業者、クチェカのほうに実現可能かどうかという打診をしました。そうしたところ、クチェカのほうでは社会福祉士、あとは元教員、元保育士とか人材に声をかけて、何とか4月でも実現できるのではないかなという話をいただいております。ただ、社会福祉協議会も辞退したというわけではございませんので、この予算をお認めいただけましたらば、公募という形をとりまして、公募期間準備をさせていただいて、提案があったところで、よりよい事業者と契約するという形にしたいと考えております。

○委員長（三田地久志君） 13番、野館委員。

○委員（野館泰喜君） わかりやすい答弁で、ありがとうございます。この場所に関して、生活改善センターの2階ということになりますが、これは31年度以降もこの場所というお考えですか。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 津嶋社会福祉室長。

○委員長（三田地久志君） 津嶋社会福祉室長。

○社会福祉室長（津嶋勇士君） お答えします。

31年度以降も当面の開設場所として、生活改善センター2階学習室と考えております。

○委員長（三田地久志君） 13番、野館委員。

○委員（野館泰喜君） 間に合わせ感を否めないのです、住民として。というのは、小川保育園は2階に上がらなくても、実際に該当者の子供たちのことを考えれば、どう考えてもそっちのほうがいいと思うのですが、これは理由があるのでしょうか。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 津嶋室長。

○委員長（三田地久志君） 津嶋社会福祉室長。

○社会福祉室長（津嶋勇士君） お答えします。

当初開設場所としては、まず第一には門小学校の空き教室というのを考えておりました。学校にもお話を聞いたところ、今後特別支援学級の増設等も考えているそうなので、門小の空き教室は難しいということでした。次に、小川の元保育園の場所も確認しました。確認したところ、老朽化が私たちが想定していたよりも激しく、使える部屋も1室ぐらいはあったのですが、ただそこを使っていくのはちょっと難しいということで、あとは小川支所に相談して、施設の利用状況等を見て、一番使用頻度が少ないと思われる学習室というところを候補として選定させていただきました。ただ、利用者がふえた場合とか、特別に支援を要する子が利用するといった場合は、離して指導する必要がある場合は保育園の一角を使うことも検討はしております。

○委員長（三田地久志君） 3番、小松委員。

○委員（小松ひとみ君） これに関して、公募期間、1月1日からとなっておりますが、公募期間というのはどのように考えておられますか。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 津嶋室長。

○委員長（三田地久志君） 津嶋室長。

○社会福祉室長（津嶋勇士君） 予算をお認めいただきましたらば、速やかに公募の準備はしますけれども、2週間程度を想定しております。

○委員長（三田地久志君） 3番、小松委員。

○委員（小松ひとみ君） もっと団体等で、クチェカと社協だけの名前が出てきましたけれども、そういうのを考えられるグループとかあると思うのですが、そういうところでもう少し公開して

ほしいと思います。ちょっと忙しいときですけれども、その内容等を決まりましたら早く公示して、もっと地域の声を拾って、よりよい放課後児童クラブを展開していただきたいと思います。お願いいたします。

○委員長（三田地久志君） 今のは要望でいいのですか。

○委員（小松ひとみ君） はい。

○委員長（三田地久志君） 7番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 今のように放課後児童クラブを立ち上げると、仮が末代になるような、13番が言ったように間に合わせとは言いませんが、そうなる可能性もないわけではないと思います。岩泉の例を見ても、50人が満杯に部屋にいて手狭で、かつ手数が結構かかるというのもそのとおりだと思います。さっき言った保育士、教諭とかといういろいろな資格を持って、経験がある人に携わってもらえれば、これはとても子供たちにもいいかと思いますが、誰もいないからということで20人ということになると、浅内小学校の全校生徒だとか、二升石小学校の全校生徒よりも多いのです。そういう人たちを見るということになると、大変な指導になるかと思うので、そこら辺のところはひとつ配慮しながら進めていただきたいと思います。これは要望で終わります。

○委員長（三田地久志君） それでは、ここで昼食のため、午後1時半まで休憩いたします。

休憩（午後 零時00分）

再開（午後 1時30分）

○委員長（三田地久志君） ただいまから条例補正予算審査特別委員会を再開します。

ただいまの出席委員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

なお、8番、三田地和彦君から早退する旨届け出が提出されておりますので、報告します。

これより議事に入ります。

16ページをお開きください。3款2項1目を終わってよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

◎政策推進課長の発言

○委員長（三田地久志君） それでは、3款2項2目に入る前に、政策推進課長から発言の申し出

がありますので、これを許可します。

三浦政策推進課長。

○政策推進課長（三浦英二君） 午前中の委員会の質疑におきまして、8番委員からホールディングス株式会社、グループ会社の貸借対照表、経営報告につきまして、売掛金のご質問がございましたが、答弁が滞ってしまいましたので、この場をおかりをいたしまして答弁をさせていただきたいと存じます。

まず、ご指摘をいただきました乳業株式会社の売掛金2億円、続きまして産業開発の6,000万円ということで載っているわけですが、会社のほうを確認をいたしましたところ、決済が2カ月サイト、あるいは産業開発におきましては3カ月サイト、月末締めで翌々月の入金、そういう大手問屋との取引ということになっておりまして、売上げの約2カ月分、売上げの相当の割合を占める分が、2カ月分が売り掛けになるというような取引のサイクルになっているというの確認をいたしました。したがって、入金も定期的に入ってくるということでございますので、乳業、産業開発のこの2億何がし、6,000万何がしの売掛金につきましては年間を通じて想定内の金額であると。したがって、現金の資金繰りについては利益も出ておりますことから、今のところは問題はないというふうに確認をいたしましたので、ここでご答弁をさせていただきます。先ほどは答弁が滞りまして、大変申しわけございませんでした。

委員長、以上でございます。

○委員長（三田地久志君） ありがとうございます。

○委員長（三田地久志君） それでは、3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費、質疑はありませんでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） それでは、3目児童福祉施設費、質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なしとのことでございます。それでは、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、質疑はございませんか。

7番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） この不動産鑑定でございますが、どの地点、もしくは何点行うのかお願い

します。

○委員長（三田地久志君） 田鎖保健福祉課長。

○保健福祉課長（田鎖英明君） お答えいたします。

この不動産鑑定につきましては、以前よりお話がありました小川歯科診療所、住宅、この2点の建物とそれに付随する土地になります。

以上でございます。

○委員長（三田地久志君） 7番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） わかりました。不動産鑑定なので、建物とは言いましたが、多分建物の鑑定まではしていただけないのではないかなと思っています。ということは、歯科診療所が建っている土地の鑑定かなと思いますが、そうするとこれは譲渡をするということを前提かなと思いますが、その計画の時期もお願いします。

○委員長（三田地久志君） 田鎖課長。

○保健福祉課長（田鎖英明君） この議会で、定例会でお認めいただきましたらば、不動産鑑定のほうを依頼しまして、来年3月末までの分で不動産鑑定依頼をしまして、その後、今現在の方と交渉をするというふうな中身となっております。

以上でございます。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） それでは、1目を終わります。

5目保健師設置費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 5目を終わります。

6目環境衛生費、質疑はありませんか。

13番、野館委員。

○委員（野館泰喜君） 飲料水の個人が合計20件と伺っておりますが、これで終わりなのか、今後出た場合にどうするのかについてお願いします。

○委員長（三田地久志君） 三田地上下水道課長。

○上下水道課長（三田地 健君） お答えします。

本年度はこれで終わりかと思われませんが、また出た場合といたしますか、まだこれからやりたそんな人もいますので、本年度までとしておりました要綱を変えさせていただきます、あと1年何とかできるようにしたいと考えているところでございます。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） それでは、6目を終わります。

4款衛生費、2項清掃費、1目じんかい処理費、質疑はありませんか。

9番、菊地委員。

○委員（菊地弘巳君） リサイクル推進員の賃金が140万円ということですが、何か補正にすれば結構大きいような気がしていましたが、この内容についてお願いします。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 佐々木環境推進室長。

○委員長（三田地久志君） 佐々木室長。

○環境推進室長（佐々木祐士君） お答えいたします。

リサイクル推進員賃金ですけれども、経過をちょっとお時間いただいでご説明させていただきますと、平成28年度、台風第10号豪雨災害があった年ですけれども、その年はリサイクル推進員4人で、台風もございまして、対応が大変でしたので、活動日数、活動時間等について例年より多くの時間を要しながら、町民の方にご協力いただきながら活動したところでございました。翌年の29年度についても同一の状況であることから、4人体制での活動ということで計画しておったのですが、お一人の方が諸事情でどうしてもできないというようなお話をいただきまして、台風災害等の影響もありまして、すぐ人員を確保することができなくて、3人体制というところで各地の活動時間、活動地域、受け持ち地区をふやして対応いただいたところでした。平成30年度につきましても、4人という見通しが立てられなくて、活動地域、活動時間も見えないところでしたので、3人のある程度の地域、時間ということで予算を措置させていただいたのですが、災害復旧工事に係る町外工事業者の従業員さんにより排出される生活ごみ、そういったものの対応が大きく増加しまして、早急な対応の強化も必要とされる中、諸事情で離職された方が年度の途中から復帰していただけるということで、台風災害及び今までの経験も含めまして、各地の活動時間及び活動地域を3人から急遽4人に編成しまして、調整しながら活動していただいているというところでございます。

以上でございます。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なければ、1目じんかい処理費を終わります。

5款農林水産業費、1項……

〔委員長、席がえをお願いします〕と云う人あり〕

○委員長（三田地久志君） はい、ごめんなさい。

それでは、5款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費、質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 3目農業振興費。

11番、畠山委員。

○委員（畠山直人君） 農業振興の観点から、大牛内の水道施設の件についてお伺いします。

大牛内の水道施設については、議会としてもこれまで産業常任委員会あるいは一般質問等でたびたび町にも要望してきたところです。そしてまた、今回も一般質問がありました。このことから、大牛内に係る水道施設は大変老朽化して、断水もちょくちょく起きておるということで、あそこは大型農家、また大型の畜産、酪農もあります。そのことから、夏などに断水が起きると牛に給水できないということで、牛の体調も悪くなれば乳量も減ってくると。そうなると、岩泉乳業まで関連してくるということで、これまでも再三要望してきたところですが、ここに来て、やっと少し重い腰が上がってきたかなということで、これらを勘案しますと、あの施設を大牛内の給水また農業振興にぜひ生かすべく、早急な改善が望まれますが、担当課としてどのように考えているのかお伺いします。

○委員長（三田地久志君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えいたします。

先般の一般質問におきましても、その前25年の一般質問におきましても、大牛内地区住民の方々の、あとは畜産酪農家、農業者、畑作農家含めまして、飲雑用水の必要性についてはすごく経済的な面を含んでいるということを確認しておりますし、一般質問の内容を含めまして、当課でも早急な改善が必要ということで、先般も答弁をさせていただいたところでございます。時期につきましては、明確なことはまだ申し上げることができない状況にはございますけれども、地域

住民の要望が日に日に強くなっている状況もございます。このまま放置しておくわけにもいかな
い問題だというふうに思っております。早急な改善をすべく、現在関係課とも協議しながら、
事務をどのようにしていったらいいかということは今協議しております。まずは、以上そうい
うような形で、できるだけ早くという形で取り進めさせていただきたいなど、ご理解のほどよろ
しくお願いいたします。

○委員長（三田地久志君） 11番、畠山委員。

○委員（畠山直人君） この問題は、古くて新しい問題、もうずっと前から検討してきたのですけ
れども、なかなか実施に至らなかったということで、ここで中居町長もいよいよ決断するときが
来たのではないかなと思っております。その給水体制は、今まで大変な思いをしてきたので、
ぜひここではそれらの思いを解決すべく、早急な改善策を見つけていただきたいなと思います。

また一つは、多分あれは補助事業が入るのかなと思っておりますけれども、その補助事業ででき
るだけ地元負担が大きいかからないような有利な補助事業を選定していただきまして、ぜひ早
急な取り組みを行っていただきたいなと思いますが、その考えについてもう一回お願いします。
それは課長でもいいですし、もしあれであれば町長でもいいですし、どちらでもいいです。

○委員長（三田地久志君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） まず私のほうからお答えさせていただきますが、水道事業の関
係で、水道施設につきましては整備する場合に負担が伴うということで、これまでも町の制度等
を活用しながら町内皆さんのために整備している状況にはございます。今回も同様に受益者の皆
様の負担というものを考えながら実施していかなければならないというふうな形でおりますけれ
ども、先般の一般質問でもお答えしたとおり、事業費が5億円を超える内容になります。5億円
の中でどのような負担がいいのか、現制度の中身で実施したらいいのか、担当課含めまして今現
在協議している状況でございます。想定外の規模の事業費でございますので、そこら辺を配慮し
た形で果たしてできるのかどうか、あとは町全体のバランス等も考えながらどのような負担がい
いのかというところを今検討していかざるを得ない状況かなというふうに思っております。国
庫の補助制度につきましては、現在県を通じて国のほうに照会している最中でありまして、現
在情報を得ている中では該当する事業はないわけではない。しかしながら、5億円という事業費
の壁が生じてございます。ここら辺の問題も整理していきながら、財源を確保して、実施に努め
てまいりたいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（三田地久志君） 町長の前に。13番、野館委員。

○委員（野館泰喜君） 今の質問に関連しまして、やっぱり長くなっていることの大きな要因は、田野畑と岩泉、3割、7割という部分が非常に大きいと思っています。というのは、田野畑は不満はありませんよと、これまでもそうなのです。それで岩泉だけが不満ですと。何とかこの機会に切り離すべきだと思います。前に一般質問でやったことがあります、長内沢川の上流にそれほど大きくなくていいのです。小さいダムを築くだけで、そこから取水すれば岩泉単独の水道施設ができます。それをやらないと、今後とも両方の田野畑、岩泉が考え方が合致しないと、事業を組んでいけない、この問題がどこまでも引っ張ると思いますので、それを含めまして町長からぜひご答弁をお願いしたいと思います。

○委員長（三田地久志君） それでは、中居町長、お願いいたします。

○町長（中居健一君） 大牛内地区の皆さんには、これまでも大変長らく本当にご迷惑をおかけしてきたわけであります。平成25年の一般質問の中でも補助事業等を適当なものを見つけながら対応したいという答弁をしてきたわけであります。台風災害もございまして、これが延び延びになってきたということでございます。

今13番委員のほうからも長内沢川のダムの活用ということもございました。私のほうでは、これから地域に入って行って、地域の皆さんのいろんな多様な意見を聞きながら、私の今の想定では当初はちょっと厳しいと思うので、6月には調査設計等具体的な予算についてご提案をしたいと。その前に、やはり地域の皆さんともう一度きっちり、将来にかかわる多額の事業費になりますから、地域の皆さんとよく膝を交えながら、話し合いをしながら、どういう形がいいのかということも含めまして、まず地域との合意形成を図る期間がまず欲しいと。ですから、そういうことからいくと、6月には何とか具体的な設計調査費等については計上していきたいと、こう思っております。

ただ、今ご提案があったそういうものも加えますと、またこれは非常に時間的な部分、それから工事予算等もございますから、長内沢川についてもこれから調査検討はしてみますが、今私のほうで把握をしているのは、田野畑側のほうは問題がないと。要は、分岐をしている部分から岩泉分が相当老朽化をしていると。ですから、この老朽化の部分を解消すれば問題がないというような話も聞いているものですから、そこら辺も含めまして、総合的にもう一回地域の皆さんと協

議をさせていただきたい。

財源については、いろんな形の中で今課長もお話をしましたが、全くないわけではないのですが、相当制約をするような補助事業でもあるようでもございますので、他の財源、例えば極端な話をすれば、過疎債なんかも使いながら、速やかな形の中で地域の皆さんの不便を解消したいと、そう思っております。ただ、エリア全体が広い部分もございますので、これを単年度の工事ということになれば非常に難しい部分もございますので、最大で3年、できるだけ2年ぐらいの期間の中で、地域の皆さんが不自由のないような、そういう環境を何とか構築できればいいかと、そう思っておりますので、私も少し気合いを入れながら上下水道課、それから農林課と連携をしながらきっちり対応してまいりたいと、こう思っておりますので、ご理解を賜りたいと、このように思います。よろしくお願いを申し上げます。

○委員長（三田地久志君） それでは、3目農業振興費、ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） それでは、3目を終わります。

5目基幹集落センター等運営費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なしとのことですので、次に移りますが、ここで一般社団法人岩泉農業振興公社の経営状況報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑はないようでございますので、次に移ります。5款農林水産業費、2項林業費、1目林業総務費。

2番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 林業総務費のところ、新たな森林管理システムが今スタートしているわけでありまして、それについて若干質問します。

森林経営管理法が今制定になりました。そして、この背景、森林がこういう状況で整備がされない、あるいは戦後植栽した木が、今11齢級がもう主伐期に入っている面積がどんどんふえていくというふうなところで、これの伐期等も主伐期に入ってきているわけですが、これらの背景として、まずは森林所有者がみずから適正な経営管理をしなければならないという責務も法律に示されました。ただ、やれない森林所有者については、市町村に委託して整備をするという

システムのものであります。そして、市町村はその管理を森林所有者から管理を受けてやると。そして、経営的に森林として経営が成り立つ森林については県が公募する森林事業体、事業者に再委託をします。経営的に成り立たないところは市町村が、町がみずからやるというふうな仕組みのものであります。今スキームとか、これちょっと見ますと、先ほども応援の職員でこの計画に携わるために今やっていますとかという話がありました。所有者で自分でやれない人については市町村に申し出、あるいは……ちょっと繰り返しになるかもしれませんが、済みませんが、意向調査をして、市町村にやってもらうと、つまり経営管理権の設定をします。そうしますと、市町村は経営管理権集積計画、これを策定まずします。そして、先ほど言いました経営ができる、適した森林については県が公募する林業経営者、事業体に委託すると。岩泉は結構あるのかなと思います。ただ、自然にできないところは市町村みずからやるということでありまして、この配分はまた経営管理実施権配分計画なるものをつくって実施するというふうなことで、これがこのとおり動けば山も動くのかなというふうにいくなかなと思っております。

そこで、今準備等をしているかと思えますけれども、今の状況、そして来る31年からスタートであります。それに向けての現時点での考え方、どうやっていくのか、まずお示ししていただければと思います。

○委員長（三田地久志君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） それでは、新たな森林経営管理制度が来年の4月1日から施行されます。それを受けまして、現在当課でも準備段階ということで、制度の熟知等を図りながら準備を進めている段階でございます。詳しくは、町側の取り組みの方向性なり、これからのスケジュール等固まり次第、議員の皆様、議会のほうにも詳しくご説明申し上げながら進めていきたいなというところではございますけれども、せっかくの機会ですから、簡単に制度の概要と簡単なスケジュールについてご説明をさせていただきます。

制度の概要につきましては、先ほど2番委員のご案内のとおり制度でございます。対象とする森林については、民有林という規定で法律上はなっておりますけれども、地域の実情に応じて、民有林のみならず広葉樹なり、あるいは公有林も含めて、総合的な取り組みをしていいということになってございます。当町は森林面積がかなり広大でございますので、今後のスケジュール的なことにつきましては、まず最初に森林所有者さんの意向調査を確認する必要があります。意向調査するに当たって、森林の所有者をまず特定する作業が出てきますので、この特定作業も

かなり膨大になるのかなど。制度上におきましては、森林の所有者が不明な場合の取り扱いも確かに規定されてはございますけれども、まずは基本に忠実に進めていきたいなというふうな考えでございます。ということで、エリアが広いという点と森林所有者がかなり多いという点を踏まえまして、この意向調査につきましては数年かけてやらざるを得ない状況かなというふうに思っております。改めまして、地区の順次やる計画等は後ほどお示しできればなというふうに考えてございます。

制度の内容については、こういう形で考えておりまして、あと森林環境譲与税につきましても国のほうでは新年度から各自治体のほうに交付という流れで今動いてございます。これにつきましても、現在当課では基金条例を設置という形で、3月の議会のほうにご提案申し上げたいなということで今考えているところでございます。

あと譲与税の使途につきましては、大変委員の皆さんも興味がある点かと思っておりますけれども、この点につきましても国の制度の中身を踏まえながら、使途については決めていきたいなと思っております。この森林環境譲与税でございますけれども、自治体の裁量で自由に使えるというものではございませんけれども、森林整備等に使っていいという市町村独自の財源になります。これにつきましては、これまで国は意欲のある林業者の方を対象として国庫事業等を制度化して進めてまいりましたけれども、これに限界があるということで、市町村が間に入ったような形で、総合的な森林整備を大幅に切りかえたということでの譲与税の創設ということになっているようにございますので、岩泉町の森林資源を有効に活用できるように、新たな取り組みとともに進めてまいりたいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（三田地久志君） 2番、畠山委員。できるだけ簡単明瞭にお願いいたします。

○委員（畠山和英君） まず意向調査、人数がいっぱいですよね。これがやっぱり大変かなと思っております。そして、今答弁の中にもありましたけれども、まずは意向調査が、これ人数がいっぱいですので、年数がいっぱいかかると思うのですけれども、これしっかりやらなければいけないかなと思います。この制度をまず知らないと思っておりますので、山を持っている方もそのためにまず周知しながら、そして意向をどっちにするかということをもまず聞かなければならないかなと思っておりますので、役場の役割がすごく重くなってくると、重要になってくるわけですが、ここは頑張ってもらわなければならない。まず、この調査にどのように入るのかなど、まだ今からかもしれませ

んが、もし触れていただければなど。

○委員長（三田地久志君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

制度の周知につきましては、国のほうでも制度をいろんな形で今している段階でございます。岩泉町としての周知につきましては、今後になりますので、あらゆる手段を使って制度を周知しながら浸透を図ってまいりたいなというふうに思っております。

○委員長（三田地久志君） 2番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 今環境税のほうにも及んでご答弁いただきました。今のシステム、新たな森林経営システムを進めるためにも、環境譲与税がというふうなことであるのかなと思います。

それで、環境譲与税の用途については今のところは未定と、来る通常国会で新税、具体的に決まるとは思いますけれども、何でもできるようにはなっています。ただ、制度の仕組み上、今ある補助制度に使える、せっかくある補助制度でやっても、こっちに移ればそっちの制度の予算がなくなるということもあると思いますので、それは使わないでというふうな話があるようであります。でありますので……

○委員長（三田地久志君） 済みません、もっと簡潔にお願いします。

○委員（畠山和英君） わかりました。それでは、この環境税がどのぐらい入って、どのように進めていこうと思っているのかお答えいただければ。

○農林水産課長（佐々木修二君） 今村林業水産室長。

○委員長（三田地久志君） 今村室長。

○林業水産室長（今村 篤君） あくまでも現時点での見込みということになりますが、国や県から伝えられた分配要件に基づいて、初年度においてはおおよそ2,300万円ぐらい譲与されるのではないかなというふうに我々は試算しております。

あとこの譲与税につきましては、徴税が始まる前倒しで31年からスタートするというので、段階的に引き上げられていくというふうに聞いておまして、最終的には15年後ぐらいになりますけれども、8,000万円ちょっとぐらいの譲与税になるのではないかなというふうに試算しております。

以上です。

○委員長（三田地久志君） 2番、ありますか。いいですか。

では、2番、畠山委員、どうぞ。

○委員（畠山和英君） この配分譲与税、環境税を国が取って、譲与税が全部市町村に配分というふうなことで、今回その中では面積割合を私有林の人工林の面積割合も加味したと。交付税と違って、人ばかりでなく面積も半分をカウントするというふうなことでもあるようでありますので、まさに岩泉にとってはいいのかなと思います。今後具体的にこれを詰めていくということかと思えますけれども、よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（三田地久志君） 13番、野館委員。

○委員（野館泰喜君） 関連ですが、所有者の意向調査で最も大事だと思われるのが100万円になるならやるけれども、10万円しかならなければやらないというのが本音の部分としてあります。というのは、森林経営計画の助成金というのが二、三年前からたしか始まっているはずですが、なかなかこれが動かない。その実情は、言われたよりも金にならないというのが本音のところがあります。そこで、それをきちっと所有者に伝えた上で意向調査をしなければ、本当のところは出てこないと思うのですが、この辺についてどのようにお考えでしょうか。

○委員長（三田地久志君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） この制度につきましても、これまでの森林管理経営計画の面につきましてもいろいろな課題はあったと私も存じてございます。ですが、今回の新たな制度につきましてもは、いろいろといい面もございまして、当然市町村が仕組みをつくりながらできるというものでもございまして、そういったメリットを皆さんのほうに、所有者の方にもお伝えしながら、そしてなおかつ今後担い手、伐採事業者の方々の労働力も減少していく傾向にございます。こちらのほうのさらなる育成なり、そこら辺を含めながら、町全体としての森林の経営を高めていきたいなと思っております。

もう一点は、先ほどの森林経営計画につきましても、我々のほうの試算によりますと、国庫の補助事業がかなり加算されるということで、従来十数万円だったものが倍近くになるメリットがあるというふうに私どもも試算してございますので、これらの制度も活用しながら、新たな森林管理制度を構築の上、取り組んでまいりたいなというふうに考えてございます。

○委員長（三田地久志君） 13番、野館委員。

○委員（野館泰喜君） 大事なことは、本当に各所有者がどちらかといえば素人の方が多いと思

ます。その素人でもわかるように、1町歩幾らになりますよというような最低限の提示を具体的にすべきだと思います。それによって全体の動きが加速する。それをしなければ、また今までどおりやる人はやるけれども、やらない人はやらない。余り状況は変わらないと思うのですが、そこは明示できないものでしょうか。

○農林水産課長（佐々木修二君） 総括室長から。

○委員長（三田地久志君） 佐々木総括室長。

○農林水産課総括室長（林業水産担当）（佐々木忠明君） 今委員からご質問があった内容なのですが、今回国のほうで制度化した新たな森林環境システムの制度と現状ある森林経営計画の事業とがごっちゃになっているような形になっていると私は思います。新たな森林経営計画のシステムの場合は、意向調査によりまして、町に森林の整備を任せますという所有者の方は、そのまま町が森林の整備を進めまして、それでかかった経費を差引いた部分があれば、その分が所有者の方に戻るという形でございます。森林経営計画のほうの部分につきましては、今ある現行の制度でございまして、いろいろ面積要件等ありますけれども、集約した面積の中で経営計画を立て、その中で整備する場合には補助事業がつきますよという形で、今課長が答弁しましたけれども、従来の方法では1町歩十数万円の金額ですけれども、補助事業が加算されますので、約30万円、35万円とかという金額になるという試算を当課のほうでもしておりますので、今回ご質問いただいた内容につきまして、森林経営計画の内容と今回の新たな森林経営管理システムの部分とごっちゃにしないような形で今回はご答弁させていただきたいと思います。

地元に入って説明会をする場合も、その辺のごっちゃとなっている皆さんが多数おいでになると思いますので、その辺もきめ細やかな説明をしまして、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

○委員長（三田地久志君） 13番、野館委員。

○委員（野館泰喜君） 非常によくわかりました。結構ごっちゃになっています。それで今後ごっちゃ、両方が並立して進んでいくわけですね。そうすると、その有利なほうを所有者は選んでいくという形になるのか、町としてはどういうふうに通導しているのかはいかがですか。

○農林水産課長（佐々木修二君） 総括室長。

○委員長（三田地久志君） 佐々木総括室長。

○農林水産課総括室長（林業水産担当）（佐々木忠明君） この制度、森林経営計画の制度は5年ごとに計画をつくり、5年ごとに更新していくような形になりますので、それはその制度、今ある制度のまま進みますし、今ある補助制度のまま実施してまいります。新たな森林環境システムのほうは今回というか、来年度以降、森林所有者の方の意向調査をしながら実施していくことになります。みずから森林の管理をしなければならないという今回の法の定めが明確になりましたので、町のほうとしての導く方向性というのは、その森林所有者の方の意向だと思います。どちらに導くというのではなく、私たちとすれば岩泉町にある92%の森林、この森林の資源を活用するのであれば、みずから森林計画をやるという意向がある方はそのとおりにやらせてもらえればよろしいかなと思いますし、もう今後自分で山の経営が困難だというふうに判断される方は、その分町に委託していただければ、町のほうで森林を活用して整備を進め、資源として活用していきます。そして、お返しできる部分があればお返ししていきますよという形で、最低でも15年スパンの権利を委託していただくような形で進めていきたいと思っておりますので、これは森林所有者の方たちの意向に沿った形でやっていきたいと思っておりますし、それに沿って地域資源を活用していきたいというふうに思います。

○委員長（三田地久志君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） それでは、1目林業総務費を終わります。

2目林業振興費、質疑はありませんか。

12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 有害駆除のあれが出ているのですが、直近のニホンジカの捕獲頭数をまず報告願いたいと思います。

○農林水産課長（佐々木修二君） 武田主任から。

○委員長（三田地久志君） 武田主任、どうぞ。

○農地災害復旧室主任兼林業水産室主任（武田勝磨君） 直近のものと10月末時点で今年度112頭のニホンジカを捕獲しております。

○委員（三田地泰正君） 112。

○農地災害復旧室主任兼林業水産室主任（武田勝磨君） はい。

○委員長（三田地久志君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君）　それで、これからもふえるであろうニホンジカの生息数の増加に伴って駆除隊なるものを町でも結成をして、猟友会員大体 50 人ぐらいですか、そのうちのライフル持った方が 10 人ぐらいということで対応しているようですが、このまま駆除隊だけではとても有害鳥獣をとめることができない、そういう思いがしております。

そこで、ただ捕獲するだけではなくして、実はちょっと皆さんも思い浮かべてもらいたいのですが、町の中心部から流域を上流のほうに行って集落のほうに入っていきますと、前にも話があったように、いわゆる老老の家庭、あるいはまた既になくなって人の住んでいない民家等も見られるわけ。この民家の周りには、多少なりとも農地があって、そしてまたその奥には里山があって、そして森林というか、山があって、そういう構造になっているのですが、ある説によれば、人の手によって銃器で捕獲するものなかなか難しい時代が来ていると。そこで、何とかけものすみづらい環境、これに手をつけねばならないという方々もいっぱいいるのです。その方策として、民家の周りの草木、草を刈り払ってきれいにして、人が住むところとけものがすむ山との境界線をはっきりしたほうが良いという、こういう話が最近特にも強くなってきております。そこで、岩泉町では町道、林道の刈り払いについてはそれぞれの行政に委託して、そしてやられている経緯もあるのですが、何とかそういう集落の、どうしても周りの管理ができないようなそういう高齢者のいる世帯を集落でピックアップをして、そしてその自治体でこしはの方々何軒かの周りをきれいにして、けもの近づかないようなそういう環境をつくりましょうとかという、何かそういう岩泉型の新しい支援策というか、これをひとつ私はやってもらいたい、そういう思いで今話をしましたが、これについてのお考えはいかがでしょうか。

○委員長（三田地久志君）　佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君）　お答えします。

要するに、地域ぐるみで有害鳥獣の寄りにくい環境づくり、環境整備という制度の要望ということかなというふうに思いますけれども、これにつきましては当課でもそういった取り組みは今後必ず必要になるだろうというふうに思っております。そういうことで、新年度におきまして特定のモデル的な集落において、そういった取り組みの試験をちょっと取り組ませていただきたいというふうに考えているところでございます。どういった形での取り組みになるかというのは、細部はこれからでございますけれども、県の宮古広域振興局管内の指導も受けながら取り組んでいきたいというふうに考えてございますし、その先の制度づくりにつきましては、それを

踏まえてできるような形でできればいいなというふうに思っておりますので、多方面からの意見を頂戴しながら考えていきたいなと思います。

以上です。

○委員長（三田地久志君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） それでは、2目林業振興費を終わります。

席がえのため、しばらくお待ちください。

それでは、6款商工費、1項商工費、1目商工総務費、質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） それでは、1目は質疑なしということで終わります。3目地場産業振興費。

1番、畠山委員。

○委員（畠山昌典君） 13節の委託料で、KDDI シンプルプラン委託料、これの説明をお願いします。

○経済観光交流課長（中川英之君） 齋藤主事。

○委員長（三田地久志君） 齋藤主事。

○経済商工室主事（齋藤 鈴君） お答えします。

こちらの委託料については、今現在ふるさと納税でふるさとチョイスでの寄附の受け付けを行っておりましたが、新たにKDDI 株式会社が運営するワウマというポータルサイト、ことしの10月末からオープンするものになるのですが、そちらのほうに参入いたしまして、auのユーザーがメインにはなるのですが、そちらからも寄附を受け付けるという委託料になります。ふるさとチョイスと違って、使用料ではなく委託料なのは、こちらはサイトの運営及びページの作成、そういったものも料金に含まれておりまして、こちらは委託料という形で計上いたしました。

○委員長（三田地久志君） 1番、畠山委員。

○委員（畠山昌典君） そうすると、今までどおりふるさとチョイスとこのKDDI のほうと2本立てで窓口をつくるということによろしいでしょうか。

○委員長（三田地久志君） 齋藤主事。

○経済商工室主事（齋藤 鈴君） お答えします。

今現在はふるさとチョイス、あとはこちらのKDDIのワウマ、あと今回新たに楽天ふるさと納税にも参入しております、その3本での寄附の受け付けを行っております。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） それでは、3目を終わります。

4目の観光施設費。

2番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 一昨日一般質問でふれあいらんど再生整備について伺いました。それについてでありますけれども、今整備のスケジュールが4年から5年かかるというふうなお答えがありました。長いなと思って、夢も希望もなくなるのかなと思っていまして、そうはいつてもかかるのかなとは思うのですけれども、できるものであれば基本設計1年、詳細設計1年とかと、2年、ここでかかっているわけですが、これらのところを含めて、もうちょっと一緒に1年ぐらいでできないかとか、素人の質問であります。含めて短くできないかなということでの質問であります。といいますと今予算編成の時期でありますので、予算等もかかるわけでありますので、ひとつこの点についてよろしくお願いします。

○委員長（三田地久志君） 中川課長。

○経済観光交流課長（中川英之君） 委員にはご心配をおかけして、まことに申しわけございません。

お答えします。ふれあいらんど岩泉の再生整備の完成までの期間というところで、4日から5日ということ……

〔「4日でなくて4年」と言う人あり〕

○経済観光交流課長（中川英之君） 大変失礼しました。訂正させてください。4年から5年というところでお話を申し上げますが、いずれ設計、それから工事施工もそうですが、短縮ができるような形で何とか調査研究をしながら、早期完成に向けて努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○委員長（三田地久志君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なければ、4目観光施設費を終わります。

それでは、7款土木費に移ります。席がえのため、しばらくお待ちください。

それでは、7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、質疑はございませんか。

11番、畠山委員。

○委員（畠山直人君） 担当課長からは、これまでも再三事業者に注意をしてもらったのですけれども、またこのごろ復旧事業にかかわるダンプ、車のスピードがすごく上がってきたということで、きのうも何かダンプが道路から逸脱したというようなお話もあります。そこで再度、やはり冬になって路面状況を知らない県外ナンバー等が大変多く走っていますので、通勤者たちも大変怖いというような状況でありますので、また担当課のほうから事業者にスピードは控え目にと、慎重な運転をとということで注意をしてもらいたいのですが、いかがでしょうか。

○委員長（三田地久志君） 佐々木課長。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） このダンプの問題は、我々のほうにもいろいろ情報が入っておりまして、我々のほう独自でも注意は請負業者にしているのですけれども、さらに安全協議会ということで、土木センターと町で一緒になって組んでいる協議会もございます。こちらのほうからも強く要請をいたします。

あとこれから、来年、再来年にかけては県の河川改修工事が始まりまして、さらに国道のダンプの通行もふえてくるということで、ここはちょっと徹底してまいりたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○委員長（三田地久志君） 10番、合砂委員。

○委員（合砂丈司君） 町道の件ですが、安家の江川から田野畑に抜けるオマルベ線、この道路が2年前の台風で壊れてしまって、まだ崩壊しているところなのですが、なかなか整備が進んでいないようですが、最近になって工事関係者や通勤者、いろいろ交通量がどんどんふえてきているやに見えます。そこで整備を早急といえればあれですけれども、できるだけ早くお願いしたいのですが、その件について答弁をお願いします。

○委員長（三田地久志君） 佐々木課長。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 安家、江川から田野畑に越えるオマルベ線、こちらのほうは台風災害前に改良舗装のほうを実施しておりまして、その途中で台風災害を受けて壊れてしまいました。こちらのほうは、路肩と壊れている部分、それから復旧分についてはおおむね完了しているのですが、未舗装のまま残っております。こちらは、舗装工事をまちづくり計画に

も計上していますし、交付金を使いながらやっていこうという計画にしております、ただ委員おっしゃったように早急にという部分につきましては、今対応できる業者がなかなかこの台風災害でもきついと、あと予算面の話もありますので、この台風災害が落ちついたら、早急にその後手はかけたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○委員長（三田地久志君） 10番、合砂委員。

○委員（合砂丈司君） 先般の一般質問でもありました455について、町長が3町村で一生懸命取り組んでいると聞きました。その取り組んでいる道路につながる道路であります。そして、グリーンロードにもつながりますし、将来高速道路ができますと早急に行ける、安家の江川とか高須賀の人が病院とか久慈とか宮古に行ける道路です。そういう面からも、2年後かいつか高速道路ができるとは思います、それにつなげるようにできるだけ道路を整備していただきたいとします。特に病院とか久慈に行くにはグリーンロードを通して高速に出ますとすぐ行ける道路でございますので、ぜひ整備をお願いしたいとします。

○委員長（三田地久志君） 答弁は。佐々木課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） このオマルベ線から田野畑に越えまして、そして復興道路が開通した際には尾肝要のほうまで45号を抜けてつながってくるということです。これは、うちの町長と田野畑村長のほうでも県の県土整備部長との意見交換の際にも、いろいろさせていただいております、田野畑のほうでもこの道路については観光面でも、あと交流面、さまざまな産業の面でも重要な路線だという認識を持っております。我々も同様の考えもございますので、これは台風災害後につきましては、そのオマルベ線も含め、田野畑とのつながる重要な路線の一つとして、これは今後も要望しながらやっていきたいというふうに考えております。

○委員長（三田地久志君） 10番、合砂委員。

○委員（合砂丈司君） ぜひお願いしたいとします。

以上でございます。

○委員長（三田地久志君） 2番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） ここで土木総務費のところではあるのですが、河川改修の関係で県の事業等の関係で、今県の河川工事、改修工事が、300億円を超える大工事が進められています。それで治水、防災対策のほかに、景観とか含めて、環境面も含めてできれば整備をやってもらえればいいのかと思います。これらについてもやっぱり要望していくべきだと思いますが、その点に

ついてお願いします。

○委員長（三田地久志君） 佐々木課長。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 県の河川改修事業につきましては、小本川と安家川をやっています。安家川等についても協議会をつくりながら、景観とか利活用についてもさまざま計画に盛り込みながらやっています。小本川についても、これから本格的に河川改修計画始まってまいりますので、これは県のほうとも話をしながら、安全安心な川づくりは当然なのですが、その中に景観も含め、あとは親水、川と親しむという部分なんかも含めまして、いろいろこれから協議はしてまいりたいというふうに考えます。

○委員長（三田地久志君） 2番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 先ほどもちょっと触れました。一昨日の一般質問でも触れましたが、特にも乙茂の周辺のふれあいランドとか野球場あります。そのところの河川についても、ご答弁ですと危ないので、むしろ川には行かないようなというふうなご答弁もありましたが、果たしてそうなのかなと思うわけです。いっぱい水が来たときは、それは当然逃げなければなりませんけれども、通常ときはスペースが、エリアがいっぱいあるわけですので、あそこところは特に今お話のありました親水、水に触れるとか、水辺にも行けるとか、そういうのも配慮して、今まで要望しているか、あるいはそれについても県のほうに強く要望して整備していただければなと思います。その点についてお願いします。

○委員長（三田地久志君） 佐々木課長。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） ふれあいランドの部分につきましても、かなり今度河川の形状が変わりまして、今の狭い川がかなり広がります。そうすると、ふだん水がない部分というのはかなり広くて、それが黙ってほっておけば雑木だらけ、あとは草むらになってしまいます。やはりふれあいランドをこれからつくっていく際には、かなり景観等も配慮していくという部分で、維持管理の部分はいろいろ県とも協議はしなければなりません、安全管理を図った上で、いろいろそういった部分も活用できる部分は今後も県と協議をしながら設計に盛り込んでもらうなりなんなりという部分は引き続き要望してまいりたいと思います。

○委員長（三田地久志君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） それでは、土木総務費を終わります。

7款土木費、6項住宅費、1目住宅管理費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） それでは、1目住宅管理費を終わります。

4目災害公営住宅整備事業費。

4番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） 48万6,000円、この内容をお伺いいたします。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 三上室長。

○委員長（三田地久志君） 三上室長。

○復興室長（三上 智君） 現在災害公営住宅を各地区で整備を進めておりますけれども、規模の大きな団地によりましては15世帯ぐらいが一気に入居するという団地も出てまいります。ということで、既存のごみ集積所では対応し切れない部分がございます、新たにごみ集積ボックス5基を設置するというので計画しております。上町団地のほうで1基、三本松東のところでも1基、三本松西に1基、安家日向地区で2基というふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（三田地久志君） 4番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） それで、地区によっては災害公営住宅、高齢の方が多いい地区もあって、三本松あたりは若い方もいると、この形は5基とも全て統一されているのですか。そこをまずお伺いします。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 三上室長。

○委員長（三田地久志君） 三上室長。

○復興室長（三上 智君） ごみ集積ボックスの規格なのですが、全部同じ規格のものを考えておまして、容量は900リットルのもので金属製のものを考えてございます。

○委員長（三田地久志君） 4番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） 今も言いましたが、どうしても高齢者の方になるとごみの出し方が大変になると。それで、できればその公営住宅ごとに希望を聞いて、できるだけ使いやすいものにするべきと思うのですが、今後検討してそれは可能かどうか。もう5基は決定なので、900の大きさのやつを設置しなければならないのか、よかったらば住民の声を聞いて、そんな小さくなくてもドアが軽いのがいいとか、それは可能かどうかお伺いします。

○委員長（三田地久志君） 佐々木課長。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 物の選定についてはこれからでございますので、この辺はいろいろ工夫してみたいと考えております。よろしく申し上げます。

○委員長（三田地久志君） 7番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 関連でお願いしますが、ごみ集積ボックスで、これは保健福祉課のほうになるかもしれませんが、今は収集車を中心に、集めやすいような場所に設置をされています。ところが、今4番委員が言ったように、今度はごみ収集ボックスに行く方々は高齢者で、ちょっと遠いところに、山の上のほうに行ったり、それから川辺から上がってこなければなかったりというのがあります。ですので、少しでもこれを見直していただいて、収集車が全部入っていけなかった場合は、収集ボックスに届くまでの間の道筋を、ちょっと小さな階段をつけてやるとかなんとかというふうなことで、ごみをそこに集めやすいような、また収集しやすいような形態を何か所かで済むかと思いますが、見直していただきたいと思いますが、これは担当課が違うので、保健福祉課の方もいると思いますので、要望としておきますが、ぜひ見直しをお願いします。

以上です。

○委員長（三田地久志君） 答弁はいいですね。

○委員（坂本 昇君） いいです。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） それでは、4目の災害公営住宅整備事業費を終了します。

教育費に入りますので、席がえをお願いいたします。

それでは、これから教育費に入りますが、ここで新規事業等の概要説明を求めます。

馬場教育次長。

○教育次長（馬場 修君） それでは、委員の皆様にお配りをしております30年度補正予算の新規事業等概要、こちらをごらんいただきたいと思っております。ページ数は2ページになります。

事業名につきましては、学校適正配置推進事業となっております。これは、午前中の審議にもかかわりますが、学校統合にかかわって閉校となる学校等への支援という内容となっております。

事業実施主体につきましては、町及び実行委員会となっております。

事業の目的ですけれども、町の学校適正配置基本計画に基づきまして、31年4月に岩泉小学校

に統合いたします二升石小学校、こちらは児童数が10人になります。及び浅内小学校、児童数が6人になります。この2校の閉校に係る支援を行おうというものでございます。

事業の内容ですが、大きく分けて2つとなっております、1つ目といたしましては統合に伴いまして新たに必要となります児童の学用品、岩泉小学校の指定の運動着とかが該当します。こちらの購入に係る保護者負担を軽減しようとするものが1つになります。こちらのほうは、今現在6年生を除いた在籍児童数13人分について運動着を現物支給しようとする内容となっております。

2つ目の内容につきましては、閉校に伴います記念事業を実施するため、両校で立ち上げております実施組織に対する補助となっております。今現在予定されている事業の概要ですけれども、語る会、そして記念誌の発行などとなっております、2つの組織に30万円ずつ、合計で60万円の支払いを予定しております。

次に、事業費及び財源内訳ですが、こちら全て一般財源ということで対応したいと思っております。

こちらで、ちょっと参考ということになりますけれども、今現在岩泉地区と同時進行で小川の地区、門小学校、小川小学校も進めております。こちらは32年の4月に両方の学校を一旦閉校して、4月に新設校設置ということで、今現在その設置に向けた2つの組織が立ち上がっております、過日11月14日に合同会議をしております。あと今月の12日、来週には校名等制定委員会の2回目というのが予定をされておまして、この会で正式な校名が決まる予定となっております。小川地区については参考ということでお知らせをさせていただきます。

以上で説明を終わります。

○委員長（三田地久志君） エアコンの説明もお願いします。

○教育次長（馬場 修君） それでは、次の3ページをごらんいただきたいと思います。

事業名につきましては、小中学校エアコン等整備事業となっております。

実施主体は、町となります。

事業の目的でございますが、本年夏の記録的な猛暑を受けまして、児童生徒の熱中症対策、快適な学習環境を確保するため、来年夏までの予定で町内小中学校の普通教室等にエアコンを整備しようとするものでございます。

事業の内容でございますけれども、対象校につきましては、併設の安家小中でそれぞれカウン

トしますけれども、小学校では現在ある 10 校のうち、統合が予定をされております 3 校を除いた 7 校に、中学校につきましては 5 校全てに整備をする計画としております。

事業費ですけれども、ごらんのように工事費に 8,285 万 1,000 円、設計監理委託料に 745 万 7,000 円を予定しております。小中学校別の事業費につきましては、表の内訳の欄に記載をされておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

なお、資料に記載はございませんけれども、設置箇所につきましては児童が授業を行う普通教室、あとは特別な支援を要する子供がおります特別支援の教室、3 つ目として保健室の 3 区分となっており、空き教室、職員室等への設置は予定をしておりません。

次に、設置する教室と機器の台数でございますが、小中合わせて 62 の教室に合計 82 台を設置する計画としております。なお、教室の数と機器の台数が一致をしません、これにつきましては教室の広さ、その教室にいる生徒数によって、1 つの教室に複数台を設置する場合もあるという事で、それも想定した内容となっております。いずれ今後発注する設計業務の中で現場を確認いたしまして、適正な台数を配置していくことにしております。

なお、設置するエアコンの種類ですけれども、天井に組み込むカセット式というのですが、そちらのほうになりますと工事もかなり大がかりなもの、当然費用も大きくなるということ、あとは実際に使うときに消費電力が大きくなるというふうなことがあります。これらの課題を受けまして、今回計画しているのは取り付けが最小限の工事で済み、かつカセット式の機器よりも消費電力が少ない壁かけ式のエアコンの採用を予定しているところでございます。

電気料金の見込みでございますけれども、機器の消費電力から予想される電気代を試算してみますと、小中合わせて年間で約 510 万円ほどかかる見込みとなっております。一方各学校に設置をしております太陽光発電装置でございますが、平成 29 年度の余剰電力量売電の実績については約 660 万円となっており、天候に恵まれ、太陽光発電装置が発電中、そして現行の制度、買い取りの制度がございますが、それによる余剰電力が使用できれば電気代も節約できるのではないかとこの効果も期待をされております。

特記事項のほうに移らせていただきますが、今回の整備に伴いまして導入予定の補助事業名、補助率等を記載しております。国庫補助の冷房設備対応臨時特例交付金でございますが、今回の国の補正予算に伴い新たに創設をされた制度になります。補助率につきましては、工事費の 3 分の 1、率については通常の事業と同じになりますが、次の地方財政措置が大きく異なっている事

業の特徴となっております。その内訳でございますが、学校教育施設等整備事業債が充当可能となりまして、元利償還金の6割が普通交付税に算入されるとされたところでございます。これを受けて計算しますと、町の実質的な負担については約27%、約4分の1の経費で整備ができるというふうなメリット、特徴がございます。

事業費でございますけれども、ごらんのように総事業費9,030万8,000円、うち補助対象事業費は工事費の8,285万1,000円、設計監理委託料が745万7,000円となっております。このうち設計については対象外ということになります。財源内訳ですけれども、国庫補助額は先ほど申し上げた率の2,761万4,000円となります。次に、地方債、説明した国の補正予算債を5,520万円見ております。一般財源として、補助対象外事業費のうち、町の負担分3万7,000円と補助対象外となります設計監理の745万7,000円の合計749万4,000円を見ております。なお、今説明した国庫補助、あと地方債につきましては歳入のほうでも計上しておりますので、よろしく願いをいたします。

今後の予定でございますけれども、今回の議会での議決後に準備が整い次第ということになりますけれども、設計監理業務を早期に委託したいと思っております。制度上、今回の事業については未契約での年度繰り越しができないというふうにされておりますので、年度内に事業着手し、新年度本格的な夏の到来前に機器を設置し、使用できるように目指していく予定となっております。

なお、最新の状況ということで、きのうですか、岩手日報さんのほうに記事が載りましたけれども、国の特定交付金の対象が内定をしましたということで、県内では32の市町村でこの事業を活用する、設置率も1.8から92%に上がりますとされております。なお、この報道の中で保健室設置に係る費用が対象外ということにされておりますので、今ご説明申し上げました調書をつくる際の中身と若干違ってくる部分も出てくるかと思いますが、あらかじめご了承お願いしたいというふうに考えております。

以上で説明とさせていただきます。ご審査方よろしくお願いいたします。

○委員長（三田地久志君） ありがとうございます。それでは、9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 2目を終わります。

3目教員住宅管理費。

10番、合砂委員。

○委員（合砂丈司君） 土地購入費で142万3,000円、この内容と場所をお願いいたします。

○委員長（三田地久志君） どなたが答弁でしょうか。

○教育次長（馬場 修君） 畠山主査。

○委員長（三田地久志君） 畠山主査。

○学校教育室主査（畠山 進君） お答えいたします。

こちらにつきましては、安家の日向の集団移転地のすぐ隣のところになりますが、安家宇松林地内を取得するものでございます。

以上です。

○委員長（三田地久志君） 10番、合砂委員。

○委員（合砂丈司君） そうすると、今度公営住宅を建てるすぐ近くなのでしょうか。あそこに建物がなかったですか。建物があつての購入なのか。これには土地購入費だけなのですが、建物は入っていないのですが、それはどうなっていますか。

○委員長（三田地久志君） 馬場次長。

○教育次長（馬場 修君） 場所につきましては、今ご説明させていただいたとおりになります。

現状で申し上げますと、安家小中学校がありまして、前の県道、久慈岩泉線ですか、そちらがあつて、道路向かいに昔の診療所の建物がありまして、その場所ということでご認識いただければと思っております。今お話ししている予算は、土地の購入に係る予算ですけれども、教員住宅のほうの整備も予定しておりまして、その建物についてはその中で解体を予定しているという状況となっております。

○委員長（三田地久志君） 10番、合砂委員。

○委員（合砂丈司君） そうすれば、建物の分はその予算に入っているということですね。そうすると、たしか被災したのは3棟、教員住宅だったような気がするのですが、その3棟がそこに建てられるのですか。

○教育次長（馬場 修君） 佐藤総括室長から。

○委員長（三田地久志君） 佐藤総括室長。

○教育委員会事務局総括室長兼学校教育室長（佐藤哲也君） 移転地のほうに新しく建てる住宅に

つきましては、校長先生と副校長先生、管理職分として2棟を新しく建てるという計画としております。

○委員長（三田地久志君） 10番、合砂委員、どうぞ。

○委員（合砂丈司君） そうすると、今まであった被災した建物はもうそのままなくなるということになるのですか。

○委員長（三田地久志君） 佐藤総括室長。

○教育委員会事務局総括室長兼学校教育室長（佐藤哲也君） そのとおり、現在の建物につきましては解体という形になります。

○委員長（三田地久志君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） それでは、3目終わります。

4目へき地教育支援センター運営費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 4目終わります。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、質疑はありませんか。

1番、畠山委員。

○委員（畠山昌典君） 先ほど説明いただいたエアコンの件でございます。閉校予定の浅内、二升石及び小川小学校にはエアコンを整備しないということでした。浅内、二升石は来年度統合という形で、教室は使わないと思うのですが、小川小学校はあと1年残っているわけでございます。この1年間の猛暑だったときの対策はどのようにお考えでしょうか、伺います。

○委員長（三田地久志君） 馬場教育次長。

○教育次長（馬場 修君） 設置対象校につきましては、説明したとおりです。小川小学校はその中に含まれておりません。実はこの事業に手を上げる際、当然国の補助事業ということもありまして、いろいろ内部でも検討したのですが、閉校が決定し、1年ずれるわけですが、交付金とか起債のほうのことを考えると、ちょっと難しい部分があるのかなというふうな考えがあります。あとは、学校さんのフォローの関係ですが、この間校長会議で校長先生にもこういったことを予定しておりますということで、対象からちょっと外れておりましたが、その分は教育委員会のほうで全力でバックアップするというので、扇風機を集めたり、できることを

やっていきたいと思っております。

○委員長（三田地久志君） 7番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 説明を伺いますと、教室だけということのようですが、職員室はどんなものでしょう。一日中いる先生方の部屋、結局教室に行けば適正な温度で、職員室に入ってくればすごく西日の当たっている高温なところと。生徒が第一とはいいながらも、指導する側の環境も整えておくべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（三田地久志君） 馬場教育次長。

○教育次長（馬場 修君） 本当であれば全ての教室にということが理想ではあると思いますが、当然空き教室等は外れてくると。教職員室につきましては、先生方は授業に行かれる場合もあります。中には事務さんみたいに、中にいる方もいると思うのですが、まずは委員お話のあったように子供優先ということで、最小限の事業費で子供たちにとっての事業ですので、最大の効果を求めていると。先生方は、先ほどの小川小学校と同様に、教育委員会のほうで全力でバックアップしていきたいと思っております。

○委員長（三田地久志君） 7番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） よくわかります。それはやむを得ないと思いますが、ただ学校を指導したりする教育委員会がエアコンがきいていると、それから子供たちもと。どうも先生方に示しなり、強い意見を言うときに、そんなこと言っても教育委員会にはちゃんとエアコンあるじゃないですかということになるということで、無理とはわかりますが、でも職員室のこともぜひ考えていただきたいということで、それ以上の答弁がないとすれば強く要望させていただきます。

○委員長（三田地久志君） 要望ということで、お願いします。

ほかにはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） それでは、2目教育費振興費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 2目終わります。

9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 1目を終わります。

2目教育振興費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 2目も終了します。

9款教育費、4項社会教育費、1目社会教育総務費、ありませんか。

7番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 町民会館の自動ドアということで、これは位置をお願いします。

○教育次長（馬場 修君） 佐藤総括室長。

○委員長（三田地久志君） 佐藤総括室長。

○教育委員会事務局総括室長兼学校教育室長（佐藤哲也君） 今回自動ドア化を図ろうとするのは、一般の方々が入り出りする正面部分の外側のドアと内側のドア、これの二重の部分で自動ドア化しようという計画でございます。

○委員長（三田地久志君） 7番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） そうすると、結構使用頻度を見ていると車椅子の方とか、障害の方々も見えますので、これで相当緩和されると思います。

そこで、この方々が町民会館に入って2階に車椅子を使ったまま上がりたいたいといったときに、どうしてもエレベーターのある場所までがバリアフリーになっていないのです。ですので、自動ドアの工事にあわせて、その部分と図書館とのエレベーターがあるところまでをバリアフリーにさせていただいて、文化展なんかのときにも活用しやすいようにできればいいのではないかと思います。ですが、いかがでしょうか。

○委員長（三田地久志君） 佐藤総括室長。

○教育委員会事務局総括室長兼学校教育室長（佐藤哲也君） 現在の自動ドア化を図ろうとする正面玄関の部分は、実は向かって右側にスロープがございまして、車椅子で入れるようにはなっておるのですが、途中の自動ドアが旧型のもので、しかもセンサー等がなかなか反応しないというふぐあい等もございまして、現在は使っていない状況にございました。そのことから、委員がおっしゃるとおり、車椅子で入ろうとすると段差にぶつかるとか、そういうこともございましたが、正面玄関の部分につきましては、今回の自動ドア化にあわせて、そのスロープをまた生かせるような形、そして自動ドアで、脇からですが、入れるような形はとりたいと思っております。

なお、そこから延長して中の部分につきましては、私たちもしっかりと確認をさせていただいて、そういう障害の方等々が自動ドアで入ってきて、館内を回ることができない部分があれば改善に努めてまいりたいというふうに思います。

○委員長（三田地久志君） 7番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） バリアフリーの観点からも、エレベーターにつなげられるような仕組みをお願いしたいと思っていました。実際に車椅子に乗った人を階段を何人かで上げて、怖い思いをさせたりしているのも実態を見たりしていましたので、ぜひご検討を。ご答弁があればお願いします。

○委員長（三田地久志君） 馬場教育次長。

○教育次長（馬場 修君） その件につきまして、ありがたいご指摘をいただいたというふうに考えております。現場のほうも確認をいたしまして、対応させていただきたいと思います。

○委員長（三田地久志君） それでは、2目教育振興費。

〔「終わりました」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 終わったのだから。失礼しました。

9款教育費、4項社会教育費、1目社会教育総務費。

〔「終わりました」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） ああ、そうか。ここは終わったのか。失礼しました。

3目芸術文化費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 9款教育費、5項保健体育費、3目学校給食費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農業施設災害復旧費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 2目林業施設災害復旧費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 10款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費。

7番、坂本委員、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） ここに物件移転等補償費という台風の関係があります。これは、議案第3号の小本川災害危険区域に関する条例とも関連をするのですが、結局建物を建てられない場所になったわけです。この条例が決まることによって、その地域には今後新しく建物は建てられませんよ、増築は可能ですよとはいいいながらも、建物が建てられない地域なのに宅地が残ってしまったというふうなときに、持ち主にとって不利益をこうむるわけですが、これについての手だてというのは、これは教育委員会ではなくて、地域整備課のほうになるかと思うのですが、その点についてご見解をお願いします。

○委員長（三田地久志君） 佐々木課長。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 今回条例でお願いした災害危険区域の関連ですけれども、実際宅地が残って、そこから移転する方、あとはもともとあってもその宅地はかさ上げしなければ建てられないということに今度建築確認の関係でなります。ですので、その宅地をどうするかというところは、これは問題になる可能性もありますので、この部分につきましては、危険区域の指定に関しては、県内ですと一関のほうの遊水地の関係でそういう指定になっている部分もございます。あと東日本大震災の関係では、沿岸部でもそういう指定をしておりますので、いろいろ特例等あるかその辺も調べながら、県と話をして、それで皆さんのほうにも今後周知してまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（三田地久志君） 7番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 個人にとって課税の問題、それから農地転用とか、そういう宅地から農地にする、もしくは雑種地にするというようなので、結構縛りもあるかと思っておりますので、今課長が答弁したようなことを残った地主さんの宅地が不利益をこうむらないような形での協議をよろしくをお願いします。答弁は要りません。

○委員長（三田地久志君） では、要望ということですが。そのほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

これで歳出の審査を終わります。

休憩のため、午後3時10分まで休憩します。

休憩（午後 3時00分）

再開（午後 3時10分）

○委員長（三田地久志君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから休憩前に引き続き歳入の質疑を行います。歳入は8ページをお開きください。8款地方特例交付金、1項地方特例交付金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

9款地方交付税、1項地方交付税。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

14款県支出金、2項県補助金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

17款繰入金、2項基金繰入金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

19款諸収入、4項雑入、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

20款町債、1項町債、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

これで歳入を終わります。

次に、第2表、債務負担行為補正に入ります。4ページをお開きください。質疑はありません

か。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

これで第2表、債務負担行為補正を終わります。

次に、第3表、地方債補正に入ります。5ページをお開きください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

これで第3表、地方債補正を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第7号 平成30年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○委員長（三田地久志君） それでは、議案第7号 平成30年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長。

○総務課長（應家義政君） 議案第7号 平成30年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、国保納付金確定等に伴う補正となっております。歳出から主なものについて説明をさせていただきます。5ページをお開き願います。3款1項1目一般被保険者医療給付費分、19節で国民健康保険事業費納付金1,127万1,000円をお願いしております。

歳入でございます。3ページをお開き願います。6款1項1目繰越金の1節繰越金で前年度繰

越金 532 万 8,000 円をお願いしているものでございます。

以上でございます。ご審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長（三田地久志君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の順序ですが、歳入歳出一括で審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 異議なしと認めます。

したがって、歳入歳出一括で審査することに決定いたしました。

これから質疑を行います。3 ページをお開きください。質疑はありませんか。

12 番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 5 ページの後期高齢者支援金分の 420 万円、減額の理由は何ですか。

○委員長（三田地久志君） 三上課長。

○町民課長（三上久人君） お答えいたします。

当初予算で盛った数字は、仮係数でもって県のほうの納付金が確定しておりまして、それが確定係数を用いた数字で後期高齢者の納付金の数字が減額になったことからの減額となっております。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なければ、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 討論なしと認めます。

これから議案第 7 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 7 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第8号 平成30年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○委員長（三田地久志君） 議案第8号 平成30年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長。

○総務課長（應家義政君） 議案第8号 平成30年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

まず初めに、事業勘定歳出からご説明を申し上げます。3ページをお開き願います。3ページの下部分でございます。1款1項1目一般管理費の13節委託料で、介護保険システム改修委託料40万9,000円をお願いしております。歳入では、事務費交付金、一般会計繰入金で調整をするものでございます。

次に、サービス事業勘定でございますけれども、7ページをお開き願います。1款1項1目で給与等の調整をしてございます。歳入につきましては、1目の一般会計繰入金と繰越金で調整するものでございます。

以上でございます。よろしくご審査のほどお願いをいたします。

○委員長（三田地久志君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の順序ですが、先に事業勘定を歳入歳出一括で、次にサービス事業勘定を歳入歳出一括で審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 異議なしと認めます。

したがって、先に事業勘定を歳入歳出一括で、次にサービス事業勘定を歳入歳出一括で審査することに決定いたしました。

これから事業勘定の質疑を行います。3ページをお開きください。質疑はありますか。

7番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 1点お願いします。介護保険システムで、このシステムを委託したときにデータだけのシステムの委託なのか。実は介護保険料を、そのシステムを委託することによって分析ができて、よって岩泉町はやっぱり15億円かかると、このままではだめだというふうなことをこの介護システムの中のデータで分析ができるようになってくれば、年間の300万円というの

はもっと生きるかと思うのですが、そういうお考えは考えたことありませんか。

○町民課長（三上久人君） 根木地主査。

○委員長（三田地久志君） 根木地主査。

○長寿支援室主査兼地域包括支援センター室主査（根木地智和君） お答えいたします。

介護保険システムについてですけれども、こちらについては給付実績とか総給付費、あとはそれぞれ個別の実績等についても取り込むことができまして、どのサービスにどのぐらいかかっているかというところまで分析としてはできることとなります。

以上です。

○委員長（三田地久志君） 7番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） そこまで分析できるということになると、介護保険料の減免というか、減額というか、そこにいけるのではないかなど。結局今要支援、要介護と延べ800人がいるのですが、それに対して15億円という単純な割り算すると1人当たり185万円、1人の介護をするために185万円ということになります。では、介護予防のほうにどれぐらいかけているかという、そちらのほうは185万円中15%か20%にもなっていないとすると、何とか介護予防のほうにむしろお金が少しでも移行して、入院者というか、施設の入所者のほうを一日でも一年でも延ばすような形にするシステムが必要ではないかなというところからの質問でしたので、これはおいそれとすぐということにはいかないと思いますが、ひとつ研究課題にさせていただければ幸いですので、一応要望しておきます。

○委員長（三田地久志君） 要望ということでございます。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なければ、質疑を終わります。

これからサービス事業勘定の質疑を行います。6ページをお開きください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なければ、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

席がえのため、しばらくお待ちください。

◎議案第9号 平成30年度岩泉町簡易水道特別会計補正予算（第3号）

○委員長（三田地久志君） 議案第9号 平成30年度岩泉町簡易水道特別会計補正予算（第3号）

を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長。

○総務課長（應家義政君） それでは、議案第9号 平成30年度岩泉町簡易水道特別会計補正予算（第3号）についてご説明をさせていただきます。

最初に、歳出の主なものから説明をさせていただきます。7ページをお開き願います。1款2項2目の水道施設費で13節委託料が測量設計委託料3,222万8,000円をお願いしてございます。15節工事請負費で岩泉簡易水道施設配水管布設工事1,482万3,000円をお願いしてございます。この工事場所は、下岩泉とそれから女神橋付近、女神橋のほうは国道がかさ上げすることによって布設管が下に入ってしまうので、若干上げるというような工事でございます。

次に、歳入でございます。5ページをお開き願います。歳入では、5款2項1目財政調整基金繰入金で2,640万8,000円をお願いしてございます。

6款1項1目繰越金では、前年度繰越金2,164万6,000円をお願いしているところでございます。

2ページをお開き願います。第2表の繰越明許費で二升石簡易水道取水施設等移設事業3,059万7,000円を繰り越しお願いするものでございます。

次のページ、3ページでは第3表、地方債補正としまして、補正後の限度額を1億5,590万円とするものでございます。

以上でございます。ご審査のほどよろしく願いをいたします。

○委員長（三田地久志君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の順序ですが、歳入歳出一括で審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 異議なしと認めます。

したがって、歳入歳出一括で審査することに決定いたしました。

これから質疑を行います。5ページをお開きください。質疑はありませんか。

13番、野館委員。

○委員（野館泰喜君） 水道法の改正によって、本町では民間参入ということは当然あり得ないと思いますけれども、それ以外の補助金を引っ張りにくいとか、この改正によって不都合とか、あるいは好都合とかありましたらお知らせください。

○委員長（三田地久志君） 三田地課長。

○上下水道課長（三田地 健君） 水道法の改正自体は、人口減少とかによる料金収入の減少、あるいは施設の老朽管対策、技術者の減少等ということで主に考えられたもので、民営化もできるというようなことになっているようですが、現時点においては何とも言えないところもあるのですが、当町にとって大きな問題になるようなことはないかと思っております。現在の岩泉町においては、民営化というのはちょっと無理なような状況ではないかと思っております。

参考までに申しますと、そのために2年ほど前からですが、県内ブロックを区切りまして、そして広域連携とか官民連携とか、そのようなのでいろいろ協議を行っております。岩泉の場合は宮古市さん、田野畑村、山田町さんと一緒に協議を行っているところです。こういう方向で料金の統一とか管理が一緒にできればいいのではないかと思っておりますが、まず今のところは安全面等を考えると、今のままで公営化のままがいいのではないかと思っておりますし、海外の例をちょっと聞くと、やはり一度は民営化したけれども、再公営化とかというような例もあるようです。ということで、ちょっと自分だけの考えも入りましたが、以上のように思っております。

〔「財源」と言う人あり〕

○上下水道課長（三田地 健君） 財源について、影響はないのではないかと思っております。ど

ちらかというところ、これは大きな、大体3万人以上の市とかそういうところが当てはまる部分ではないかと思っております。

以上です。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） それでは、歳入及び歳出の質疑を終わります。

次に、第2表、繰越明許費に入ります。2ページをお開きください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

これで第2表、繰越明許費を終わります。

次に、第3表、地方債補正に入ります。3ページをお開きください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

これで第3表、地方債補正を終わります。

なければ、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

席がえのため、お待ちください。

◎議案第10号 平成30年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第2号）

○委員長（三田地久志君） それでは、議案第10号 平成30年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長。

○総務課長（應家義政君） 議案第 10 号 平成 30 年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第 2 号）について説明をさせていただきます。

歳出からご説明を申し上げます。4 ページをお開き願います。1 款 1 項 1 目一般管理費の 19 節で、町緊急誘客対策協議会負担金 100 万円をお願いしているものでございます。この詳細につきましては、新規事業等の概要でご説明を申し上げたいと存じます。

2 目龍泉洞管理費では、12 節から 18 節につきましては電子決済に係る部分の経費でございます。交通系とかほぼ全部の電子決済ができるような体制をとりたいということで計上させていただいております。

歳入でございますが、3 ページにお戻りをお願いいたします。5 款 1 項 1 目の繰越金で前年度繰越金 1,077 万 6,000 円をお願いするものでございます。

以上でございます。ご審査のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（三田地久志君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の順序ですが、歳入歳出一括で審査したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 異議なしと認めます。

したがって、歳入歳出一括で審査することに決定いたしました。

これから質疑を行います。3 ページをお開きください。

ここで新規事業等の概要説明を求めます。

中川経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（中川英之君） それでは、新規事業概要説明のほうを資料に基づいてご説明申し上げます。

事業名でございます。岩泉町緊急誘客対策事業でございます。

事業実施主体といたしましては、岩泉町緊急誘客対策協議会となります。

事業の目的でございますが、平成 31 年のラグビーワールドカップ 2019 の開催、それから 32 年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催、さらには三陸沿岸道路の全線開通などが

控えるというところで、本町の観光を取り巻く環境も大きく変化するものと想定しております。

このような中で、町内主要宿泊事業者と町が一体となった誘客事業を展開し、町内への宿泊客をふやすことによって観光消費額の増大を図り、もって地域経済への波及効果の拡大を目的としております。

事業の内容でございます。協議会のメンバーでございますが、まず町となります。岩泉町でございます。そのほか町内主要宿泊事業者といたしまして、株式会社岩泉総合観光、株式会社フロンティアいわずみ、この3者で協議会を設立いたしたいと考えております。

事業実施期間でございます。事業名の中に緊急誘客対策という言葉を入れさせてもらっております。平成30年度から32年度の3年度間の事業展開とさせていただきたいと思っております。

事業内容につきましては、こちらのほうに（1）から（6）とございますが、旅行商品の調査研究、企画造成の取り組み、それから町内観光素材の発掘及び磨き上げ、（3）といたしましてオリジナル企画商品造成の取り組み、それから旅行事業者等への訪問営業の実施、それから外国人観光客受け入れ対応研修会の開催、その他というところでございます。

事業費でございます。138万6,000円、うち町の負担額として100万円となっております。事業費の中での使途ということでございますけれども、商品造成の協賛金、それからオリジナル企画商品の造成、新聞等の広告料、それから旅行事業者への訪問旅費といったところが事業費の主なものでございます。財源といたしましては、一般財源となります。

以上でございます。ご審議のほうをよろしく申し上げます。

○委員長（三田地久志君） それでは、質疑に入ります。質疑はありませんか。

13番、野館委員。

○委員（野館泰喜君） 今の説明ですと、この新規事業は3カ年。3カ年にわたって100万円というのは、失礼ながら意欲が感じられません。このメニューの内容からいうと、やはり少なくとも倍ぐらいは必要ではないかなと、この内容を網羅するためにはそう思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（三田地久志君） 中川課長。

○経済観光交流課長（中川英之君） 大変失礼しました。細かくの説明不足でございました。まず、今回30年度の予算のほうをお願いするのが100万円というところで、今考えているのは31年度の150万円、32年度に150万円といったところを現在考えております。よろしく申し上げます。

○委員長（三田地久志君） 13番、野館委員。

○委員（野館泰喜君） きょうの新聞に龍泉洞のイルミネーションというのが記事になっておりました。それで私どもの議会の中に産業常任委員会という委員会があります。できましたらば、そこに案内を出すとか、ということをしていただければ、個人で単独で行くというのがなかなかできにくい状況もあったりする中で、例えば委員会でもって行くということになると必ず行きますので、そういう働きかけをしていただければありがたいと思いますが、いかがですか。

○委員長（三田地久志君） 中川課長。

○経済観光交流課長（中川英之君） 大変失礼いたしました。今後においては、そういった形でご案内を。それから、現在冬季企画ということで、さまざまな取り組みをいたしておりました。そちらのチラシ等もございますので、そちらも皆さんのほうにお知らせしていきたいと思っております。

○委員長（三田地久志君） 13番、野館委員。

○委員（野館泰喜君） 済みません、もう一つ注文があるのですけれども、一般質問でも言ったのですが、これまでいろいろ本当に頑張っていらっしゃることは承知しております。ただ、どうしても龍泉洞内あるいは本当に近接場所、もっと範囲を広げた中でイメージを膨らませていただきたいと思えます。というのは、とにかく入洞者にもう少し広い範囲を歩かせるという意図を持った取り組みを考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（三田地久志君） 中川課長。

○経済観光交流課長（中川英之君） ありがとうございます。我々職員もいろんなアイデアを出し合いながらということで、ちょっと大きいところではできませんけれども、小さなところでアイデア出しというようなところもやっております。そちらの中でも、龍泉洞の第3駐車場のほうといたところで何かできないかというようなところも模索しているような状況でございます。これからは、そういったところも含めて検討してまいりたいと思えます。

○委員長（三田地久志君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 端的にお伺いしますが、ちなみに今は国際化、グローバル化の時代なわけですが、実際岩泉町に外国の観光客が年間何人ぐらい現状として訪れているのかお伺いします。

○経済観光交流課長（中川英之君） 三上龍泉洞事務所長。

○委員長（三田地久志君） 三上所長、どうぞ。

○龍泉洞事務所長（三上 薫君） お答えいたします。

龍泉洞の窓口での集計になりますけれども、平成 29 年度は年間で 3,886 人、30 年度につきましては 11 月末で 2,352 人でございます。ただし、こちらにつきましては龍泉洞の窓口で確認ができる範囲でございますので、恐らくもう少しはおいでになっていることかと存じます。

○委員長（三田地久志君） 12 番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 今回の新規事業は、町内の宿泊業者を含めた協議会というふうに理解するわけですが、実際宿泊施設の対応として、接客マナーは当然だろうと思うのですが、いわゆる会話ですか、英会話なり韓国語なり、実際できるような職員体制は実際にやられているのかどうか、現状についてお伺いします。

○経済観光交流課長（中川英之君） 佐々木総括室長。

○委員長（三田地久志君） 佐々木総括室長。

○経済観光交流課総括室長（佐々木 剛君） お答えいたします。

現実問題としては、なかなか難しいところかなと思っております。ただ、今回の誘客協議会の中で外国人観光客受け入れに向けた研修会も開きたいと思っておりますし、あとは簡単な会話ができるようなシートのようなものもできればつくりたいなと思っております。そのような準備をして、ラグビーワールドカップ等にも向けてまいりたいなと思っております。

○委員長（三田地久志君） 13 番、野館委員。

○委員（野館泰喜君） 今の関連で、先ほど外国人の人数をお答えいただきましたけれども、これは入り口で顔を見て判断するのか、あるいは聞くのか。そうすると、聞くのだとすると、どこの国が多いのか、できればナンバーワンから 3 位ぐらいまで。これは国名を書いてもらうのですか、その辺お願いします。

○経済観光交流課長（中川英之君） 三上所長。

○委員長（三田地久志君） 三上所長。

○龍泉洞事務所長（三上 薫君） お答えいたします。

ただいまのご質問でございますが、龍泉洞の窓口でまず言葉で外国の方だなというのがわかったところで、どちらからお越しになったかのアンケートを頂戴しております。29 年度におきまして 3,886 名のうち、台湾の方がまず断トツでございまして 1,965 名、続いてアメリカ 885 人、第 3 位としましては、国としては中国でございます。ほかにもさまざまな国の方がお越しになりま

すので、実際その他という扱い方をしている方は516人でございます。

今年度につきましても、2,352人のうち台湾904名、アメリカ563人、そして中国が125人
でございます。

○委員長（三田地久志君） 13番、野館委員。

○委員（野館泰喜君） ありがとうございます。そうすると、台湾、アメリカ、中国という順番は
大体そういう傾向にあるというふうに判断していいと。

次の質問ですが、電子マネー対応の範囲を質問したいのですが、というのは入洞料だけなのか、
それ以外の売店でも対応できるのかはいかがですか。

○経済観光交流課長（中川英之君） 三上所長。

○委員長（三田地久志君） 三上所長、どうぞ。

○龍泉洞事務所長（三上 薫君） お答えいたします。

まず、こちらの観光会計での分は龍泉洞事務所の分でございますので、窓口の入洞券について
でございます。売店等につきましては、岩泉総合観光のほうに働きかけているところでございま
す。

○委員長（三田地久志君） 1番、畠山委員。

○委員（畠山昌典君） ここでしか聞くことができないと思うので、お聞きしますけれども、例年
1月に龍泉洞みずまつりというのを実施して、去年で30年でしたか、ずっと続けてきたものがこ
としはやらないという決定をしたことを聞きました。それはどういった経緯で中止になったのか
を教えてください。

○委員長（三田地久志君） 中川課長。

○経済観光交流課長（中川英之君） みずまつりにつきましては、観光協会のほうで主催というよ
うな形でやっておりますが、当課のほうにまずご相談がございまして、31回目の来年の1月の開
催についてはちょっと無理だというようなことで相談がありまして、その後いろいろお話をさせ
ていただいた中では、役員の皆さんが30回をめぐりとして取り組んできたようなところもあると。
その後は若い方々をお願いしたいというところで、そういう若い方々の集まりもあってお話をし
たのですけれども、来年の1月は見送りたいというようなところのお話がありました。

○委員長（三田地久志君） 1番、畠山委員。

○委員（畠山昌典君） そうすると、今回はやらないけれども、また再開する可能性はあるという

ことで考えてもよろしいのでしょうか。あとは観光協会のほうが主催しているというか、主になって動いているかとは思いますが、やはり町でも強力にバックアップしてやってきた部分もあると思います。ですから、こちらのほうからも働きかけて、冬の一大イベントという形で今までもやってきたと思うので、ぜひ復活させたいと思いますけれども、その辺のところはどうでしょうか。

○委員長（三田地久志君） 中川課長。

○経済観光交流課長（中川英之君） 復活というか、それにかわるものというか、そういったことを考えておりました。まず、今シーズンについてはちょっと対応できなかったものですからあれですが、今現在も龍泉洞まつりにつきましては実行委員会方式で、春、夏、秋とやっておりますけれども、これをまた実行委員会のほうでの冬まつりというようなところを取り入れるというようなところ、それから祭りそのものも実行委員会といいながらも当課のほうで対応させていただいているというところですが、もう少し観光協会のほうを前に出して実施してまいりたいなとも思っておりました。

○委員長（三田地久志君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 各議員に商工会からも要望書が出ているのですが、なるほどなと思ったのですが、こういうイベントをやるのが観光協会、そして観光センターを核として事業を進めていると思っているのですが、観光センターの改修も要望があったのですが、あのおり鉄骨も老朽化して雨漏りがすると。ああいう建物の中でこれからの若い人たちがあそこに集まって、いろいろ観光のことを協議するといったって、これは無理な話ですよ。せめて建物ぐらいは立派にして、そして観光にかかわる方々があそこにそれこそ喜んで集まってもらって、町のさまざまな祭り事を進めるような、そういう環境をつくるのも行政だと思うのですが、観光センターの改築予定についてはどのようになっていますか。

○委員長（三田地久志君） 中川課長。

○経済観光交流課長（中川英之君） 観光協会の事務局については、商工会のある場所ではなくて、今龍泉洞のレストハウスの2階にありまして、元駅舎になりますけれども、商工会が入っている建物については台風前に改修予定もございました。ただ、その年に台風が来てしまいました。それで駅舎のイメージを残したような改修方法ということで、その年は塗装の剥げたところを塗装したと、そういった部分で改修をしておりました。全体の改修ということでありましたが、そ

らはまだ、これからどうしていくか考えていかなければならないなと思っていました。まずは、雨漏りとかそういったところがあれば、そういった部分、部分での改修は行いますけれども、全体としてはまだこれからというところになっていました。

○委員長（三田地久志君） 7番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 例の新規事業の関係で、緊急対策ということで、この目的に沿って、ぜひ具体的にラグビーのワールドカップのための誘客はこうであり、東京オリンピックに向けた緊急誘客はこれであり、それから三陸鉄道の場合の全線開通はこうであるというように、協議するときには部門ごとに、それからもう一つは大型客船も来年は宮古港を中心にやっぱりこちらに向かってくると思います。そういうふうなのを一つ一つ具現化するような形で協議を進めてもらえばいいかなと思っていました。議会のほうでも何点か、三陸沿岸道路について、せっかく来たけれども、降り口はあっても、どっちが龍泉洞で、どっちが愛土館だというようなことも、小さいことは、提案はしてあると思います。ですので、岩泉町だけではないと思いますが、ぜひ地理に不透明というか、不案内な方々が通りながら、岩泉町が運転しながら見えてくるような形の誘導対策をお願いしたいと思っておりますので、これは要望ですが、ひとつご検討しておいていただきたいと思います。

終わります。

○委員長（三田地久志君） 要望でございます。ほかに質疑はありませんか。

3番、小松委員。

○委員（小松ひとみ君） 観光課で新しい岩泉のガイドブックができました。やはり若い感性で、知恵を絞って皆さんで日々いろんなことを考えているのはわかりますけれども、今までの岩泉の町民全体を巻き込んで、本当に岩泉に、龍泉洞に来てくださいとか、全体でもっと声を上げたいので、絶対今までの知恵とか文化とかありますので、みんなを集めての大会議というか、大戦略会議というか、岩泉の龍泉洞、岩泉に来てほしいという観光の、本当に町がみんなを呼びかけて、新しい仕組み、ある知恵をもっと拾ってほしいです。先日一般質問で龍泉洞ビールのことを聞いて、それもちよっと話したのですが、ああいうことは全然私たちも知らなかったのも、もちろん皆さんも知っている人は少なかったと思うので、本当に岩泉の強みというのはもっとあるはずなので、それを拾っていただきたいと思います。要望です。

○委員長（三田地久志君） 要望でございます。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なければ、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上をもって本委員会に付託された議案の審査は全部終了しました。

委員長報告の作成については、私に一任願います。

◎閉会の宣告

○委員長（三田地久志君） 以上で条例補正予算審査特別委員会を閉会します。

（午後 3時52分）

岩泉町議会委員会条例第27条の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

平成30年第4回岩泉町議会定例会
条例補正予算審査特別委員会委員長

三 田 地 久 志
